

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版

復興まちづくり土地利用ガイドライン

七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版  
復興まちづくり土地利用ガイドライン

〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1  
<http://www.shichigahama.com>

うみ・ひと・まち 七ヶ浜  
TOWN OF SHICHIGAHAMA

## 1 □ 震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版

- 2 町長挨拶
- 3 震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版について  
長期総合計画・震災復興計画の構成
- 4 復興方針
- 6 コミュニティに配慮した地域復興
- 8 復興まちづくり事業の概要
- 10 復興まちづくり事業スケジュール
- 12 [復興重点施策 1] 自然と共存するねばり強いハザード
- 14 [復興重点施策 2] 町の文化を継承する美しい景観や街並み
- 16 [復興重点施策 3] 未来につながる子どもたちの豊かな環境
- 18 [復興重点施策 4] 地域コミュニティの再生と展開
- 20 [復興重点施策 5] 本町の特徴を生かした産業の活性化

## 23 □ 復興まちづくり土地利用ガイドライン

- 24 復興まちづくり土地利用ガイドラインについて
- 26 復興まちづくり方針
- 28 景観 - 美しさとやすらぎ
- 30 持続 - 持続可能な環境
- 32 交流 - にぎわいのある風景
- 34 協働 - 住民参画とボランティア
- 36 安全 - 減災と安心
- 38 快適 - 機能性と利便性

## 40 [参考] 土地利用計画方針図 (平成 26 年 2 月 21 日現在)

- 40 復興まちづくり事業整備予定区域
- 41 土地利用ゾーニング

**七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版**

## 思いに寄り添う復興を目指して



七ヶ浜町長  
渡邊 善夫

東日本大震災から本町が立ち上がるための復興事業は、かつて経験することのなかった歴史的プロジェクトとなっております。それは、震災復興基本方針で掲げた、『安全と安心に配慮した「自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」の推進』を実現させるものであり、本町に住み続けることを喜びに感じるための「復興まちづくり」であります。

本町では、「七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画」を策定した平成23年11月から今日に至るまで、将来のあるべき姿を具現化させるため、可能な限り住民の思いに寄り添うことに努めてまいりました。同時に、将来を担う子供たちに過大な負担を課すことのない計画性も重要であり、住民の皆様にはご理解をお願いしてきたところであります。

このたび、「七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版」「復興まちづくり土地利用ガイドライン」を策定させていただきましたが、ここに掲げた数々の復興事業を成し遂げるためには、町民が一丸となって困難に立ち向かうことが必要であり、その強い覚悟を礎として進むものだと思っております。

被災自治体で最小面積の七ヶ浜町は、住民の思いが響き、「確かな復興」へと向かっております。私たちは、魅力的なふるさと創造と、未来につながる持続可能なまちづくりを実現するという付託に応えるため、更に邁進してまいります。

「うみ・ひと・まち 七ヶ浜」という言葉が、私たちの誇りに思えるよう、今後も皆様の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げ、挨拶いたします。



リビングアクセス (P18 参照) による代ヶ崎浜地区災害公営住宅

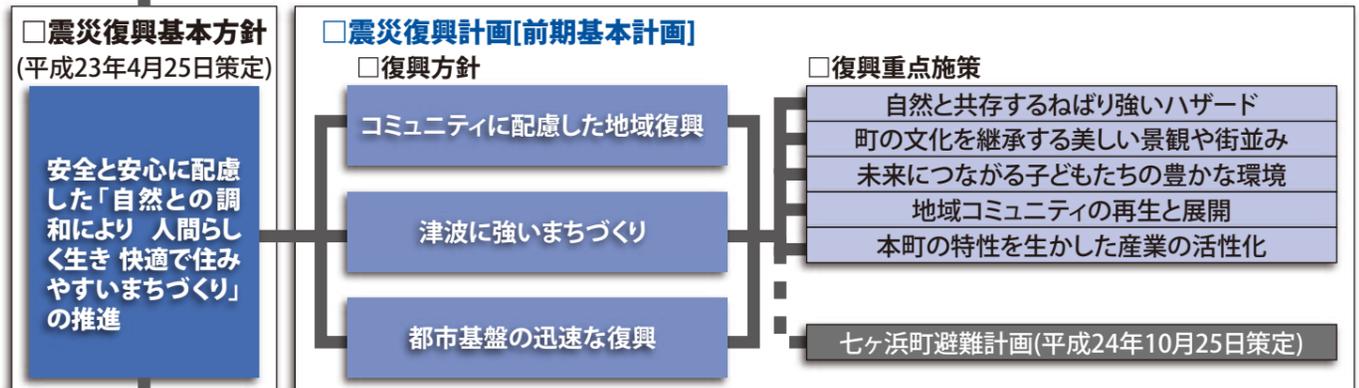
## □震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版について

本町は、東日本大震災からの復旧・復興に取り組むための方針や施策を盛り込んだ、震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] を平成23年11月8日に策定し、迅速な復興まちづくりに取り組んでおります。

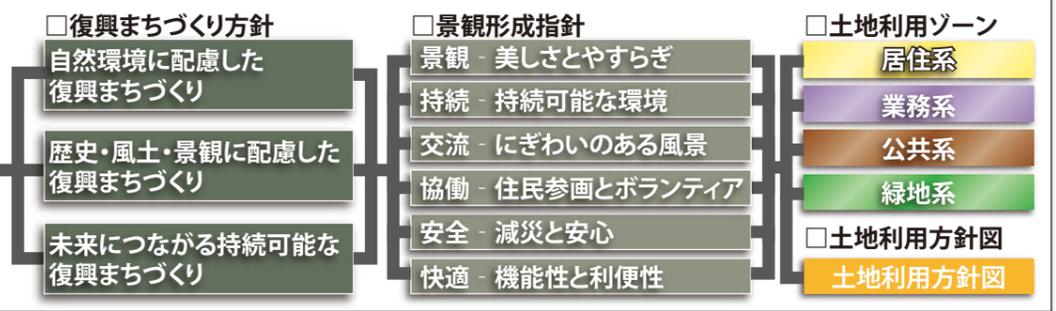
本計画策定後の平成23年12月に、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興交付金制度が創設され、東日本大震災からの復興を加速化する動きがみられました。本町においては、平成24年1月に住民との意見交換会の開催、同年2月に第2回居住意向調査や個別相談会などを行い、平成24年4月6日に被災地の土地利用と復興施策をルール化した、「被災地の土地利用ルールに関する方針」(P4参照)を策定しました。

「被災地の土地利用に関する方針」では、レッドゾーンの設定による防災集団移転促進事業の実施に加え、イエローゾーンの設定による被災市街地復興土地区画整理事業の実施などを決定し、復興施策はより具体化されました。これ以降も、平成24年8月に「住宅復興に関する仮申込」の実施による高台住宅団地や災害公営住宅の整備戸数等の変更に加え、移転跡地を利用した都市公園(津波防災緑地)整備などの復興交付金を財源とした各種復興まちづくり事業が認められるなど、最新の復興施策を広く周知する必要が生じたため、今回、震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] の内容を改訂した、震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版を作成し公表することになりました。

## □長期総合計画・震災復興計画の構成



### [参考]復興まちづくり土地利用ガイドライン ※P23参照



# 復興方針

## 復興方針

七ヶ浜町長期総合計画（2011-2020）の基本理念である「自然との調和により、人間らしく生き、快適で住みやすいまちづくり」を目標に、三つの復興方針を掲げました。

### 1. コミュニティに配慮した地域復興（P6-7 参照）

地域コミュニティに配慮し、本町の住民が引き続きこの町に住み続けられることを最優先にした住宅復興や地域復興に取り組みます。

### 2. 津波に強いまちづくり（P12-13 参照）

東北地方太平洋沖地震による津波被害の教訓をいかし、防潮堤の整備などによる技術的な対応と、住民の避難体制の強化などの人的な対応による津波に強いまちづくりの推進により、より安全で安心して暮らすことができる町をつくります。

### 3. 都市基盤の迅速な復興（P8-11 参照）

公共施設などの都市基盤の迅速な復旧復興により、震災以前の日常の暮らしを取り戻すとともに、より活気に満ちたにぎわいある町をつくります。

## 被災地の土地利用ルールに関する方針

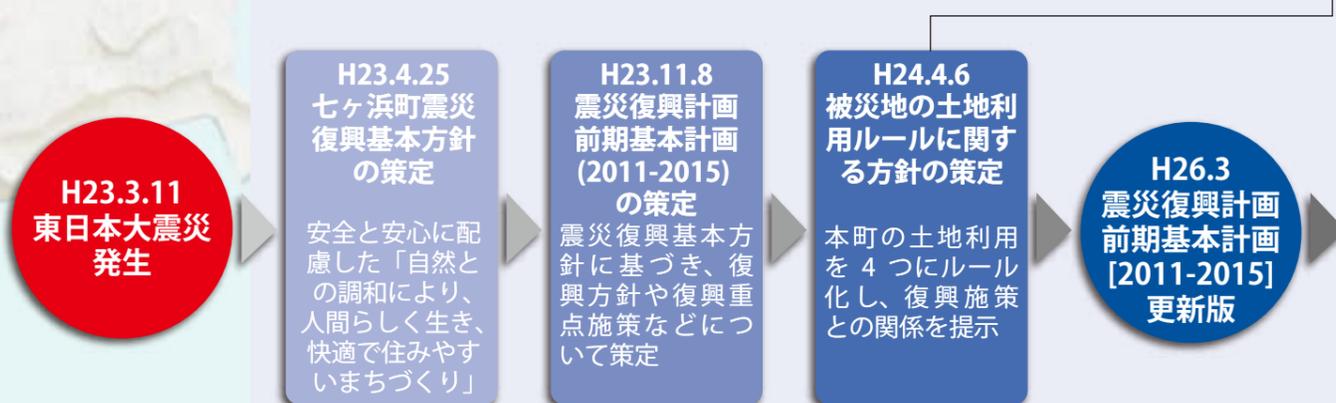
被災状況や居住意向調査結果などを踏まえ、復興施策における土地利用ルールに関する基本方針を、平成 24 年 4 月に決定しました。

土地利用ルール [町全体面積 1,327ha]	面積 (ha) (比率 %)	土地利用ルールの説明	現地 再建	高台住 宅団地	災害公 営住宅 ※2
<b>レッドゾーン</b> (津波浸水域)	159.1ha (12.0%)	災害危険区域（建築基準法第 39 条）を指定して、居住用の建物の建築が出来ないよう建築制限	×	○	○
<b>イエローゾーン</b> (津波浸水域)	22.5ha (1.7%) ※1	被災市街地復興土地区画整理事業の対象エリア	○	○	○
<b>ブルーゾーン</b> (津波浸水域)	301.4ha (22.7%)	現地再建を想定したエリア	○	×	○
<b>指定なし</b> (非津波浸水域)	844ha (63.6%)	現地再建を想定したエリア	○	×	○

※1 レッドゾーン重複分 3.5ha を含みません。

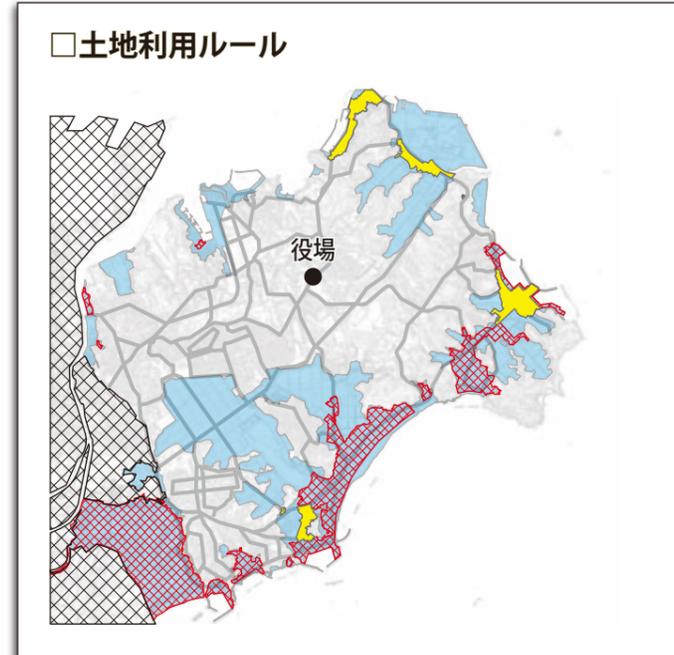
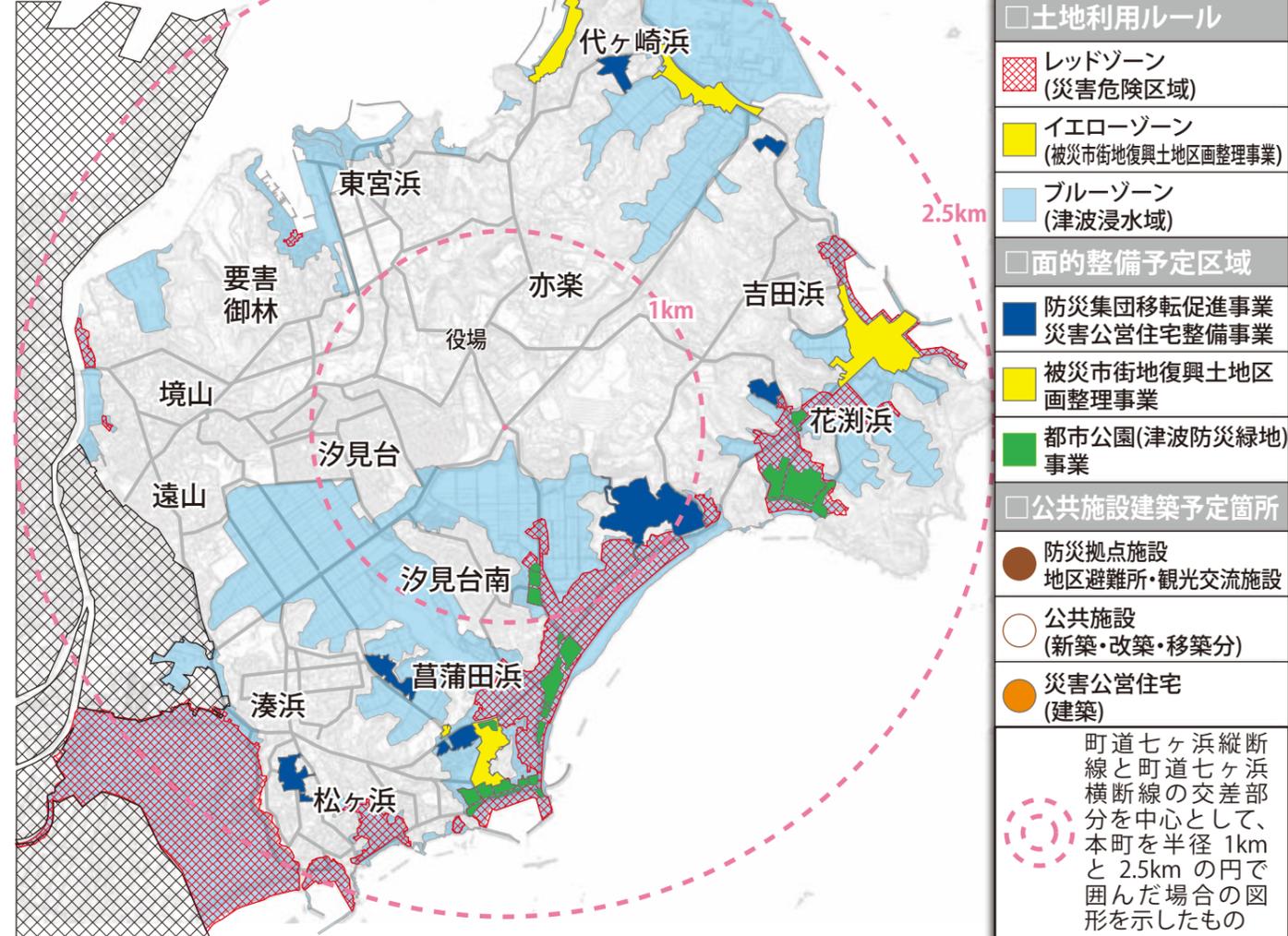
※2 災害公営住宅は、入居要件を満たしていることが前提となります。

## 復興計画策定の流れ



本町の復旧・復興にあたっては、地域コミュニティや本町の美しい景観、環境に配慮しながら、安全で安心なまちづくりに取り組む必要があります。長期総合計画のまちづくり指針を踏まえ、3つの復興方針と5つの復興重点施策により、「うみ・ひと・まち 七ヶ浜」の再構築と再生に取り組みます。

## 土地利用ルール及び復興まちづくり事業整備予定区域



※整備内容等は、平成 26 年 2 月 21 日時点のものです。  
※整備内容等は、変更となる場合があります。

# コミュニティに配慮した地域復興

防災集団移転促進事業による高台住宅団地や災害公営住宅の整備にあたっては、震災前の地域コミュニティを踏まえ、可能な限り地域内に配置する方針としました。このことにより、居住者同士のコミュニケーションを取りやすくするほか、既存地域の支えあいにより、ハード・ソフト両面からの復興に取り組みます。

## 既存コミュニティに配慮した整備予定箇所の設定

被災直後から、被災者の多くの声として挙げられたのは、「既存の地区内に高台住宅団地や災害公営住宅を整備してほしい」ということでした。津波被害を免れた住民の方からも、「地域のきずな」を確保する観点から、地域内の住宅復興を望む声寄せられ、既存コミュニティに配慮した整備予定箇所の設定を行いました。

整備予定箇所	高台住宅団地 居住対象地区 ※1	災害公営住宅居住対象地区
松ヶ浜西原地区	湊浜・松ヶ浜	湊浜・松ヶ浜・御林・境山・遠山・亦楽
菖蒲田浜中田地区	菖蒲田浜	
菖蒲田浜林合地区		菖蒲田浜
笹山地区	菖蒲田浜・花淵浜・汐見台南	
花淵浜五月田地区		花淵浜
吉田浜台地区	吉田浜	吉田浜
代ヶ崎浜立花地区	代ヶ崎浜	代ヶ崎浜

※1 被災世帯のうち、まちづくり協議会において認められた高台土地所有者等は、この限りではありません。

## 被災世帯の居住意向を踏まえた住宅復興施策の策定

本町では、被災世帯を対象に今後の居住意向を正確に把握するため、平成 23 年 9 月に第 1 回居住意向調査、平成 24 年 3 月に第 2 回居住意向調査、平成 24 年 8 月に住宅復興に関する仮申込を実施し、誰もが住みやすいまちづくりに向けて住宅再建を進めています。

第 1 回居住意向調査では、災害公営住宅の希望世帯が最も多く見られましたが、第 2 回居住意向調査では災害公営住宅から現地再建に居住意向が変化した 61 世帯を含め、現地再建希望世帯が増加しています。

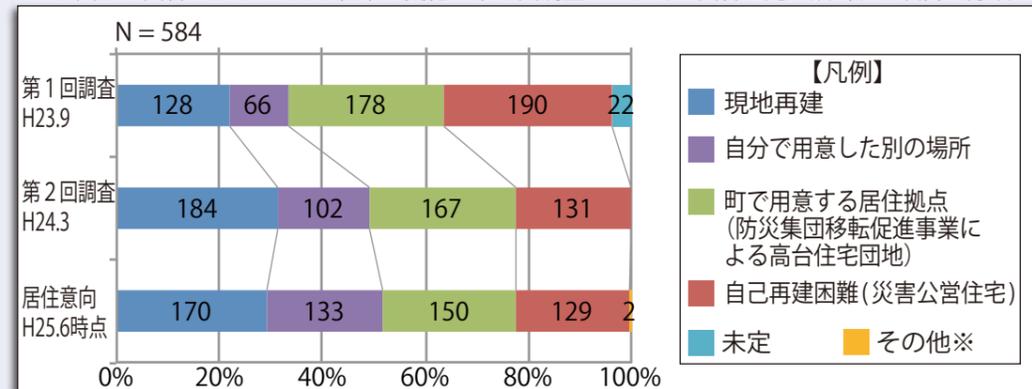
平成 24 年 3 月の第 2 回居住意向調査前には、住宅復興施策に関する詳細な情報提供を通じて各世帯がそれぞれの状況に合わせた住宅再建を選択できるよう、地区説明会、意見交換会、個別相談会等を開催しました。

第 1 回居住意向調査では年齢や被害の程度により居住意向に違いは見られませんが、第 2 回居住意向調査では被害が小さい層は現地再建、年齢が高い層は災害公営住宅、比較的年齢が低い層は防災集団移転促進事業による高台住宅団地という傾向が見られ、各世帯のニーズや状況に応じた選択を行っているようです。

対象となる世帯の協力のもと、正確な居住意向の把握に努めた結果、防災集団移転促進事業および災害公営住宅整備事業の必要戸数を早期に把握することが可能となり、迅速な住宅復興施策の策定につながっています。

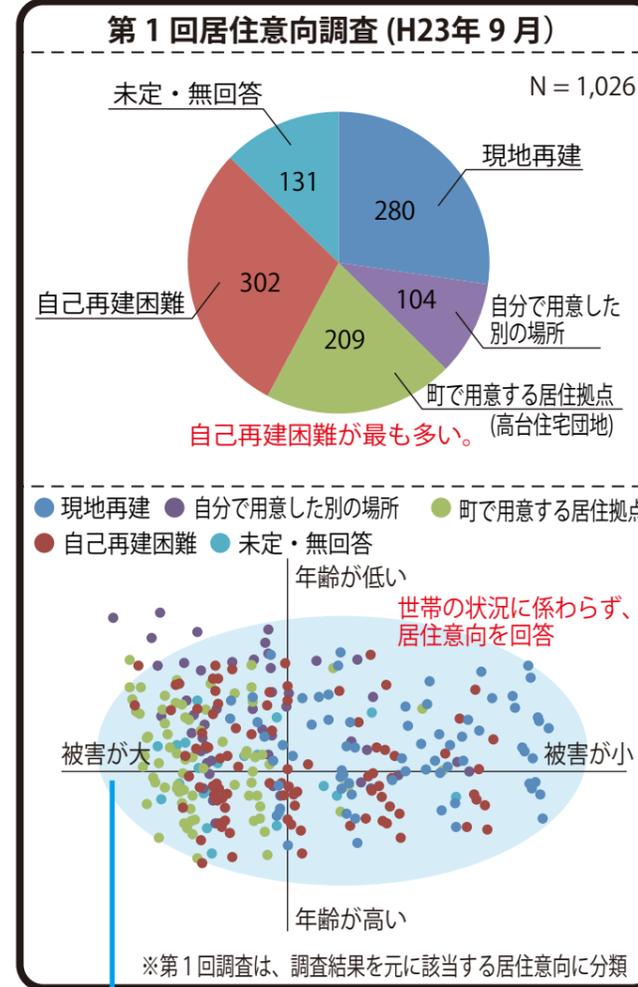
## 住宅再建方法別の希望世帯数の推移

3 回とも回答のあった 584 世帯の変化・第 1 回調査については回答を元に該当する項目に分類

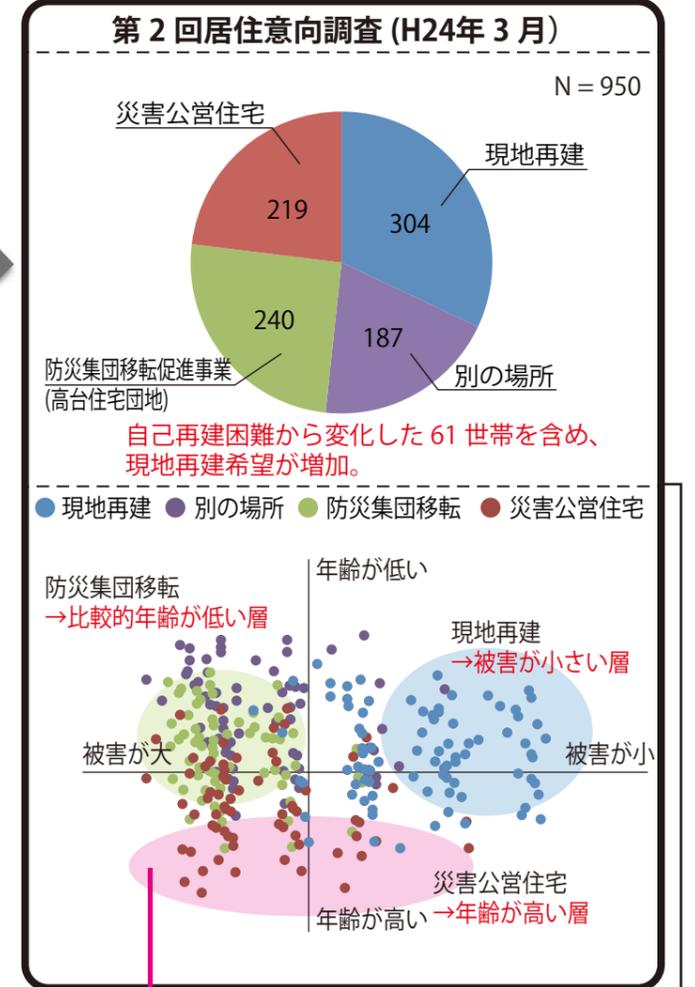


※その他は、複数世帯が同一世帯となる場合など

## 本町で実施した居住意向調査による把握状況

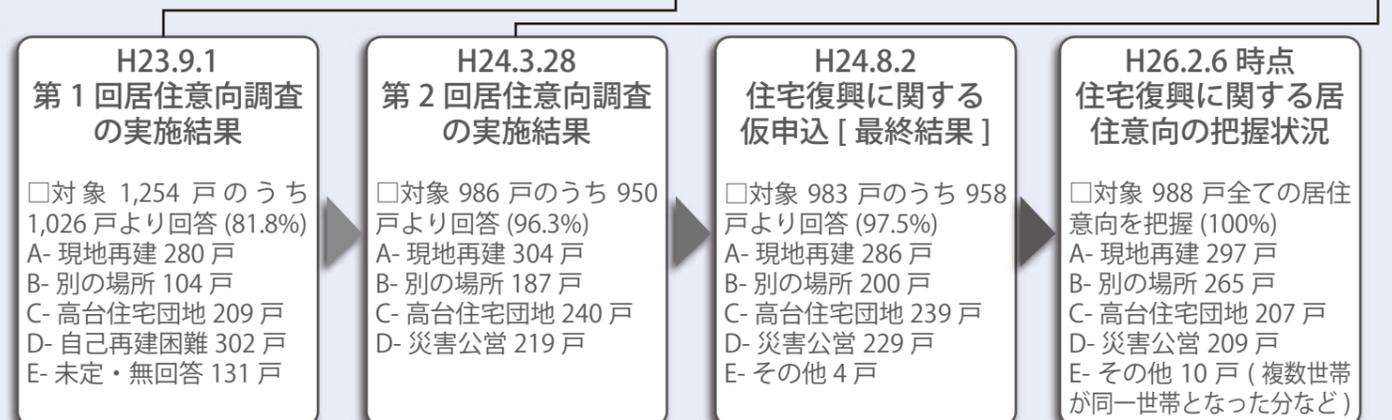


年齢、被害の程度に関係なく、希望する再建方法にばらつきが見られます。被災直後の時期の調査であったため、現在では自力再建を進めている世帯でも自己再建困難と回答していたことが考えられます。



□分析 東北大学大学院 都市・建築学専攻 建築空間学研究室

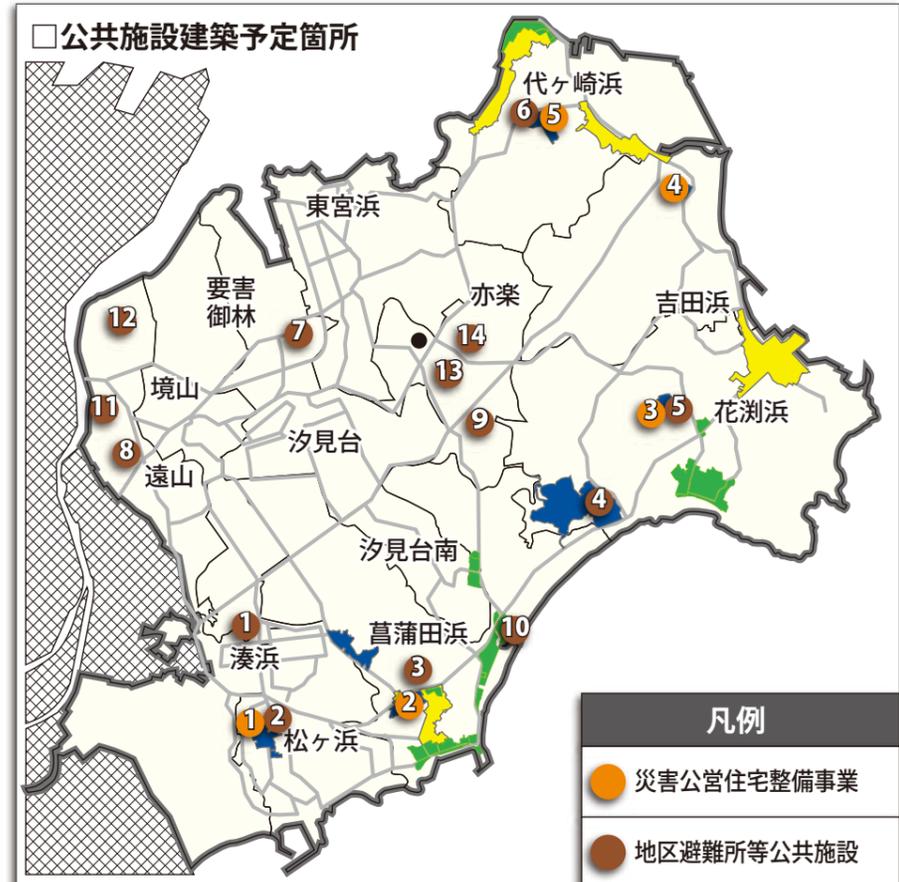
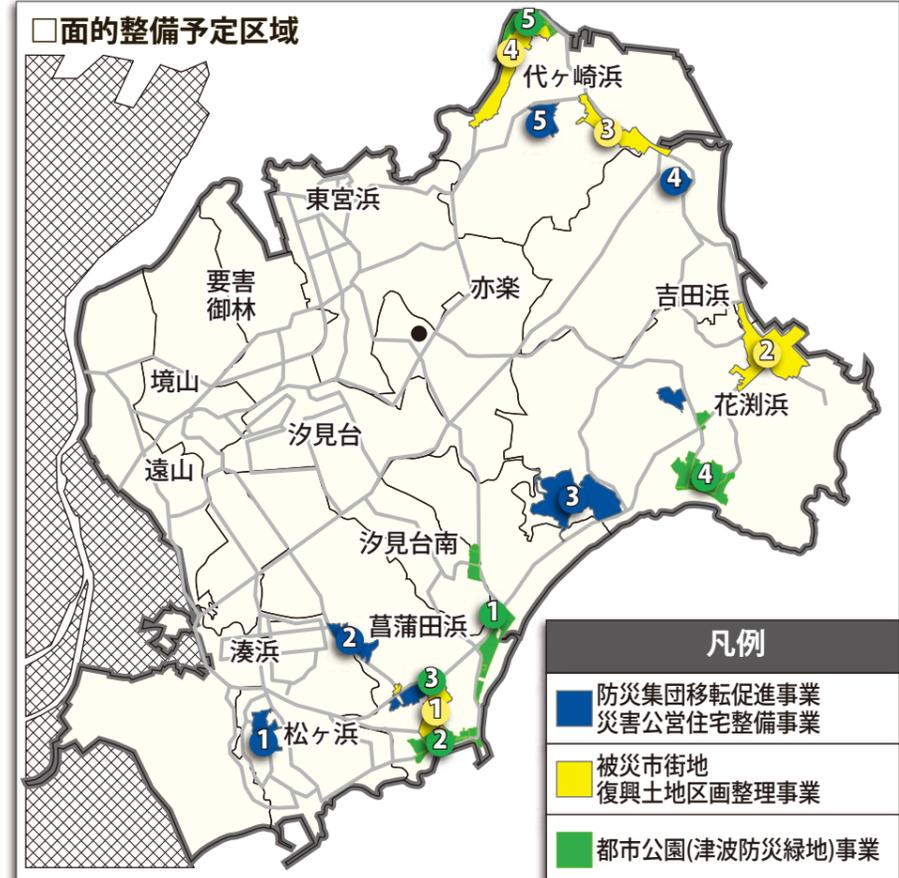
## 居住意向の変化に関する推移



# 復興まちづくり事業の概要

事業区分	地区名	整備概要	一体整備	事業の説明
防災集団移転促進事業 [5地区 207戸]	①松ヶ浜西原地区	造成戸数 13戸	●	引き続きその場所に住むことが危険であると判断された津波被災地域について、災害危険区域及び移転促進区域の設定を行った上で高台住宅団地の整備を行い、被災された世帯の居住用地を確保するものです。
	②菖蒲田浜中田地区	造成戸数 30戸		
	③笹山地区	造成戸数 141戸	●	
	④吉田浜台地区	造成戸数 9戸	●	
	⑤代ヶ崎浜立花地区	造成戸数 14戸	●	
災害公営住宅整備事業 [5地区 212戸]	①松ヶ浜地区	整備戸数 32戸	●	東日本大震災の被害により住宅を再建することが困難となった世帯に対し、災害公営住宅の整備により、住宅を提供するものです。
	②菖蒲田浜地区	整備戸数 100戸		
	③花洲浜地区	整備戸数 50戸	●	
	④吉田浜地区	整備戸数 6戸	●	
	⑤代ヶ崎浜地区	整備戸数 24戸	●	
被災市街地復興土地区画整理事業 [4地区 171戸]	①菖蒲田浜地区	計画戸数 26戸	●	津波被災地域に現地再建される世帯の安全な居住用地を確保するため、宅地造成の整備や都市基盤の強化(治水対策・道路拡幅など)を図るものです。
	②花洲浜地区	計画戸数 35戸		
	③代ヶ崎浜A地区	計画戸数 35戸		
	④代ヶ崎浜B地区	計画戸数 75戸	●	
都市公園(津波防災緑地)事業 [5箇所 14.5ha]	①菖蒲田浜A	整備面積 4.2ha	●	津波防災緑地により、津波を減衰し、浸水被害範囲の軽減や、漂流物を捕捉し、衝突による被害の軽減などを目的として整備するものです。
	②菖蒲田浜B	整備面積 2.5ha		
	③菖蒲田浜C	整備面積 0.3ha	●	
	④表浜	整備面積 5.9ha		
	⑤代ヶ崎浜	整備面積 1.6ha	●	
地区避難所等公共施設整備事業	①湊浜地区避難所	木造平屋建		地区避難所並びに防災拠点施設(観光交流施設含む)は、平成24年10月25日に策定した「七ヶ浜町避難計画」に基づき、発災時の避難所や迅速な避難誘導を促すことなどを目的として整備するものです。  公共施設の整備は、東日本大震災の地震被害により使用できなくなった公共施設を復旧するものです。  遠山保育所・テニス・フットサルコート・七ヶ浜中学校は、原位置に復旧し、学校給食センターは、遠山地区に移設し改築します。
	②松ヶ浜地区避難所	木造平屋建	●	
	③菖蒲田浜地区避難所	木造平屋建		
	④笹山地区避難所	木造平屋建	●	
	⑤花洲浜地区避難所	木造平屋建	●	
	⑥代ヶ崎浜地区避難所	木造平屋建	●	
	⑦要害・御林地区避難所	木造平屋建		
	⑧遠山地区避難所	木造平屋建		
	⑨防災拠点施設(生涯学習センター内)	RC造2階建		
	⑩菖蒲田浜観光交流施設	鉄骨造平屋建	●	
	⑪遠山保育所	鉄骨造平屋建		
	⑫学校給食センター	RC造2階建		
	⑬テニス・フットサルコート	6面(フットサルの場合4面)		
	⑭七ヶ浜中学校	RC造2階建		

※整備戸数や整備内容等は、平成26年2月21日時点のものです。  
※整備戸数や整備内容等は、変更となる場合があります。

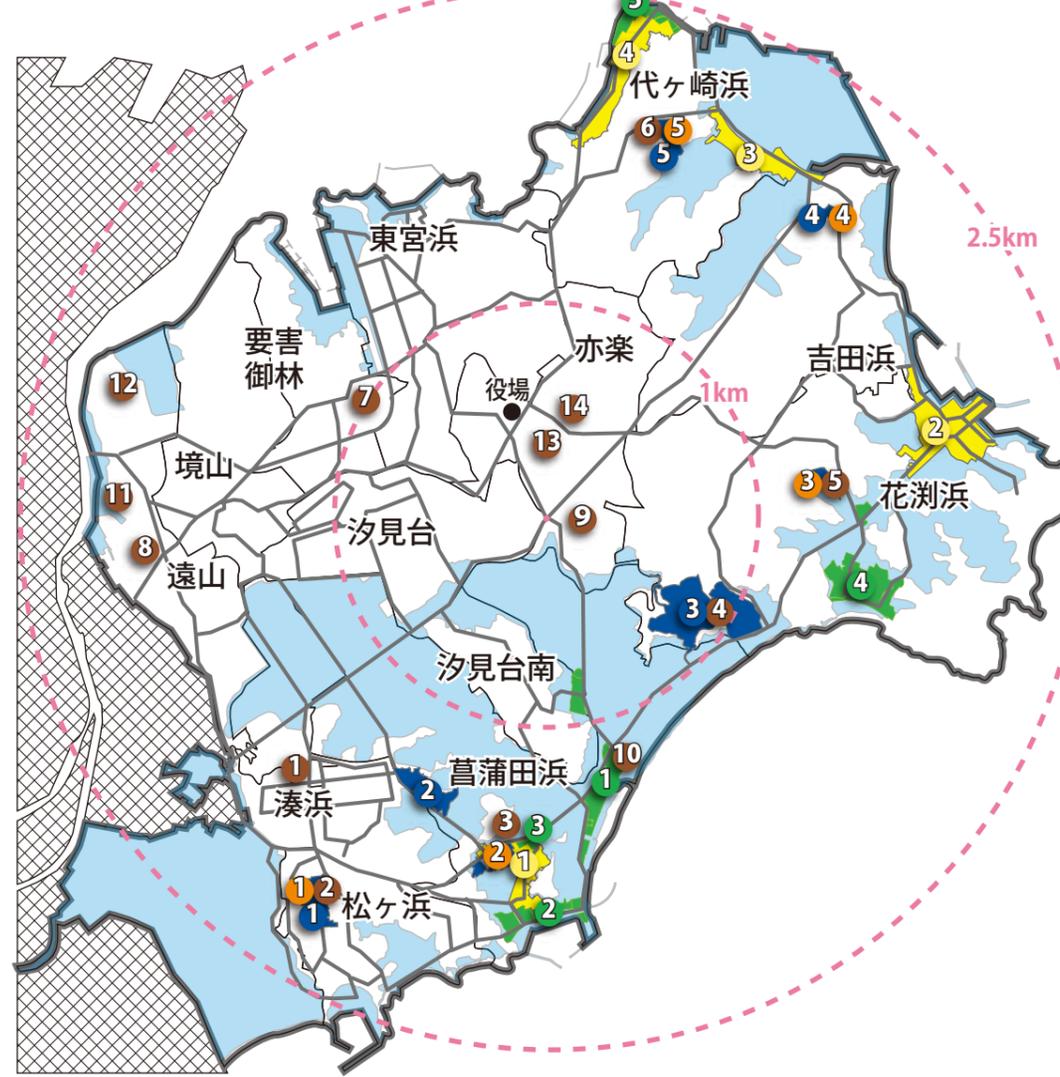


# 復興まちづくり事業スケジュール

事業区分	地区名	完了予定	工期			
			H25年度	H26年度	H27年度	以降
防災集団移転促進事業 [5地区 207戸]	①松ヶ浜西原地区	H26.3				
	②菖蒲田浜中田地区	H26.4				
	③笹山地区	H27.3				
	④吉田浜台地区	H26.4				
	⑤代ヶ崎浜立花地区	H26.6				
災害公営住宅整備事業 [5地区 212戸]	①松ヶ浜地区	H27.3				
	②菖蒲田浜地区	H27.10				
	③花渚浜地区	H27.10				
	④吉田浜地区	H27.3				
	⑤代ヶ崎浜地区	H27.8				
被災市街地復興土地区画整理事業 [4地区 171戸]	①菖蒲田浜地区	H28年度以降				
	②花渚浜地区	H28年度以降				
	③代ヶ崎浜A地区	H28年度以降				
	④代ヶ崎浜B地区	H28年度以降				
都市公園(津波防災緑地)事業 [5箇所 14.5ha]	①菖蒲田浜A	H28年度以降				
	②菖蒲田浜B	H28年度以降				
	③菖蒲田浜C	H28年度以降				
	④表浜	H28年度以降				
	⑤代ヶ崎浜	H28年度以降				
地区避難所等公共施設整備事業	①湊浜地区避難所	H27.2				
	②松ヶ浜地区避難所	H27.1				
	③菖蒲田浜地区避難所	H27.3				
	④笹山地区避難所	H27.10				
	⑤花渚浜地区避難所	H27.10				
	⑥代ヶ崎浜地区避難所	H27.8				
	⑦要害・御林地区避難所	H27.3				
	⑧遠山地区避難所	H26.9				
	⑨防災拠点施設(生涯学習センター内)	H27.12				
	⑩菖蒲田浜観光交流施設	H28年度以降				
	⑪遠山保育所	H25.4				
	⑫学校給食センター	H26.2				
	⑬テニス・フットサルコート	H25.12				
	⑭七ヶ浜中学校	H27.3				

※整備スケジュール等は、平成26年2月21日時点のものです。建築関係事業は、造成期間を含みます。  
※整備スケジュール等は、事業の進捗等により変更となる場合があります。

□復興まちづくり事業整備予定箇所



凡例	
	東日本大震災による津波浸水域
	面的整備予定区域
	被災市街地復興土地区画整理事業
	防災集団移転促進事業災害公営住宅整備事業
	都市公園(津波防災緑地)事業
	公共施設建築予定箇所
	災害公営住宅整備事業
	その他、地区避難所等の公共施設(新築・改築等)

□住宅復興整備予定一覧

番号	地区避難所 一体整備	整備予定箇所	整備面積 (ha)	防災集団移転 促進事業(戸)	災害公営住宅 整備事業(戸)	被災市街地復興土地区画整理事業(戸)
①①	②	松ヶ浜西原地区	2.2ha	13戸	32戸	-
②		菖蒲田浜中田地区	2.3ha	30戸	-	-
②		菖蒲田浜林合地区	1.6ha	-	100戸	-
①		菖蒲田浜地区	4.1ha	-	-	26戸
③	④	笹山地区	10.3ha	141戸	-	-
③	⑤	花渚浜五月田地区	1.3ha	-	50戸	-
②		花渚浜地区	9.8ha	-	-	35戸
④④		吉田浜台地区	0.9ha	9戸	6戸	-
③		代ヶ崎浜A地区	4.7ha	-	-	35戸
④		代ヶ崎浜B地区	7.4ha	-	-	75戸
⑤⑤	⑥	代ヶ崎浜立花地区	1.7ha	14戸	24戸	-
計			46.3ha	207戸	212戸	171戸

# [復興重点施策 1] 自然と共存するねばり強いハザード

## □防災津波レベルの設定

過去の津波の発生頻度に基づき、人命と資産を守るレベル(津波レベル1)と、人命を守るために必要な最大限の措置を行うレベル(津波レベル2)を設定します。

津波レベル	津波の規模	防災・減災の考え方
津波レベル1	数十年～百数十年単位で発生する比較的頻度の高い津波を想定(明治三陸地震など)	海岸保全施設(防潮堤・堤防など)の整備により、住民の生命を守ることに加え、財産の保全や地域の経済活動の安定化などを図ります。
津波レベル2	発生頻度は少ないものの数百年～千年単位で発生する最大クラスの津波を想定(貞観津波や東北地方太平洋沖地震による津波など)	海岸保全施設のみでは対応できない津波に対し、速やかに避難することを軸とした防災・減災まちづくりを推進し、町民全ての人命を守ることを最優先として取り組みます。

## □人命を守ることを最優先にした防災・減災まちづくり

海岸保全施設のみでは対応できない津波に対応した防災・減災まちづくりを推進するため、全町域を対象として地域防災・減災のルール化を行います。

減災のルール化にあたっては、町民全ての人命を守ることを最優先に、土地利用と避難計画が一体となった土地利用の基本ルールを設定する必要があります。

津波レベル2による津波シミュレーション結果に基づき、業務系、居住系、公共系に分類した土地利用の基本ルールを設定しました。

- 業務系:産業施設など
- 居住系:住宅・福祉施設など
- 公共系:庁舎、学校、公民分館など(ただし、沿岸部に設置する防災施設等を除く)

人命を津波から守るためには、津波レベル2に加え、東日本大震災と同様の地盤沈下や満潮であった場合を想定した最悪津波に対応した減災対応システムを構築しなければなりません。

このような状況を踏まえ、迅速な避難を促すための津波避難誘導標識などの整備方針や、避難経路などの減災対応システム方針図などを盛り込んだ「七ヶ浜町避難計画」を平成24年10月25日に策定しました。

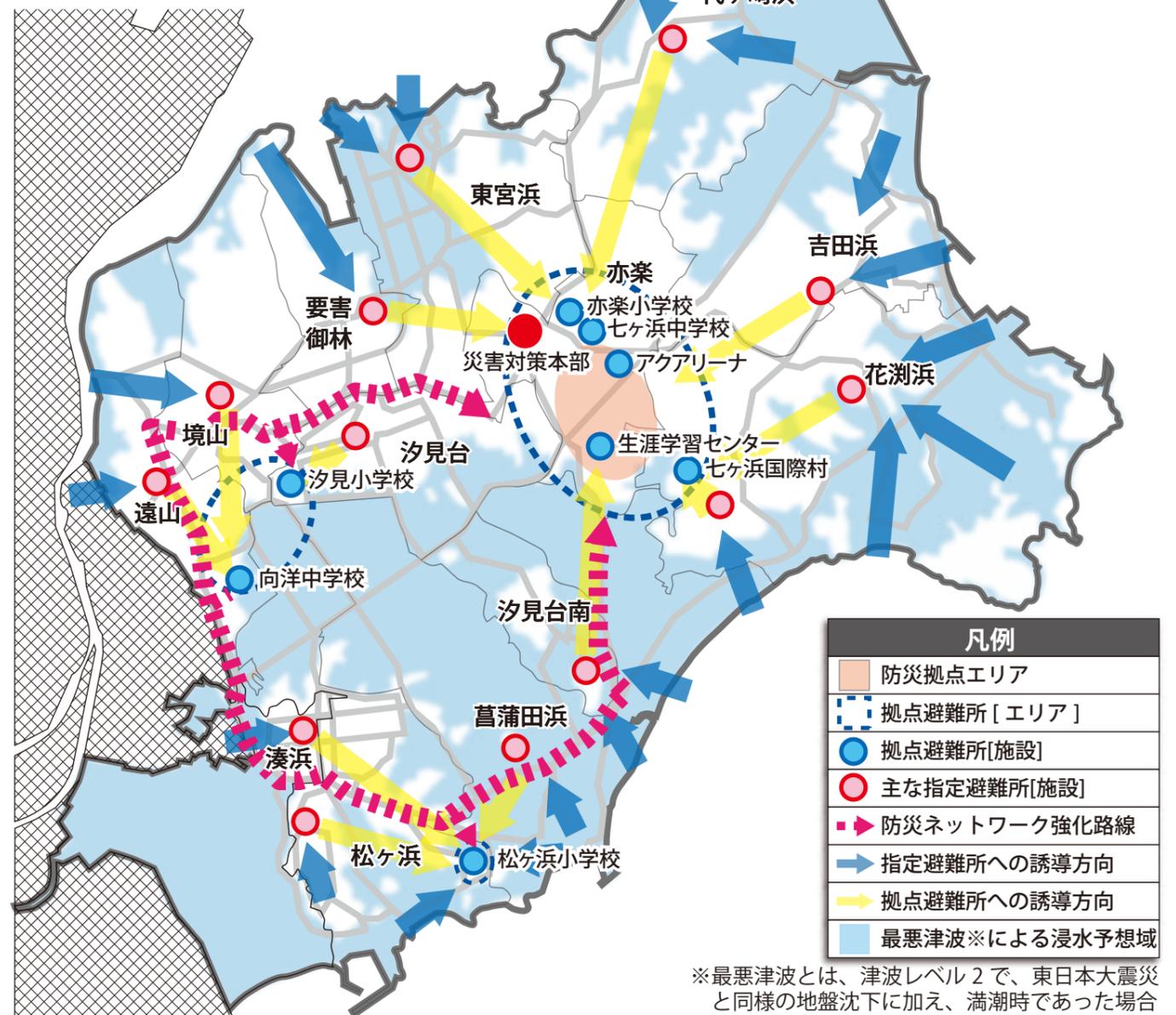
## □土地利用の基本ルール

津波レベル2による浸水深	土地利用ルール(建築基準法などの各種法令等に適合する前提)
2m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害危険区域に指定されている地域において、居住系の利用は不可</li> <li>・業務系の利用は可能。ただし、災害危険区域に指定されている地域において、ホテル、旅館その他宿泊のための施設、病院及び診療所、児童福祉施設等を建築する場合は、災害危険区域に関する条例に基づく手続きが必要</li> </ul>
2m未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害危険区域の指定がない場所(今後の予定も含む)については、居住系の利用が可能のほか、業務系としての利用も可能</li> </ul>
浸水なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住系、公共系として利用が可能のほか、業務系としての利用も可能</li> </ul>

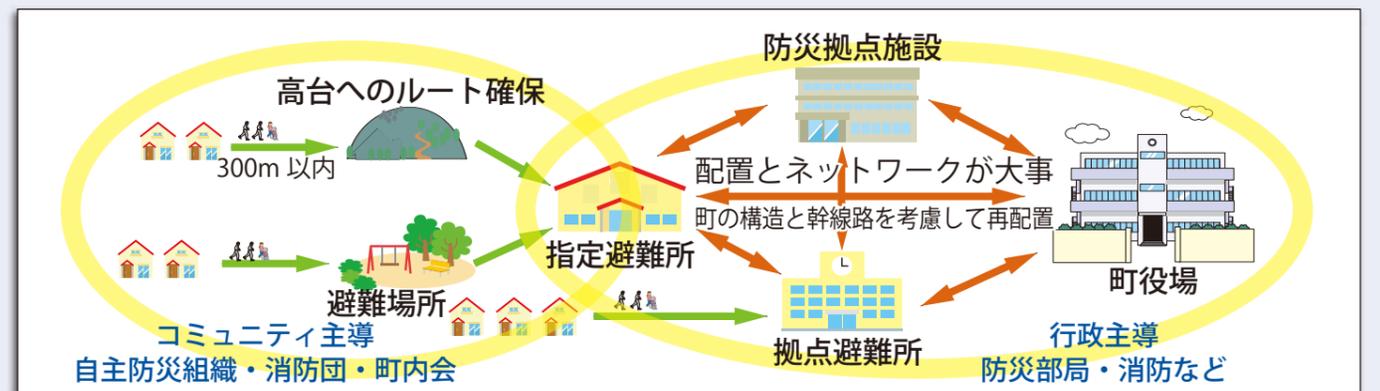
三方を海に囲まれた本町は、自然との調和を図りつつも、自然の脅威を認識しながら生活を送らなければなりません。「自然と共存するための津波ハザード」の意識を共有し、安全で安心なまちづくりを住民と共に構築します。

※「ハザード」とは、直訳すると危険や障害物という意味ですが、津波などの自然災害の危険性を正しく認識し、技術的、人的な対応により、ねばり強く防護することを指しています。

## □減災対応システムの全体イメージ(七ヶ浜町避難計画より)



## □減災対応システム概念図



# [復興重点施策 2] 町の文化を継承する美しい景観や街並み

## □ひとと自然が共生する持続可能なまち

### 1. 本町の恵まれた自然の再生

海岸部の低平地に位置する移転跡地の一部などを利用し、津波エネルギーの減衰や津波到達時間の遅延、漂流物の捕捉により背後に立地する住宅地の安全性を高めるための都市公園（津波防災緑地）や、県の治山事業による保安林（海岸防災林）の整備を予定しています。

津波防災緑地や海岸防災林は、被災を免れた既存の海岸林と連続することによって浜系緑地を形成し、尾根系緑地や谷戸系緑地と連続しながら、気候や風土により長い時間をかけて育まれた自然や生態系を、地域特性に応じて適切に保全し、自然の回復力を活かしながら本町の恵まれた自然を再生します。

### 2. 有機的な緑地のネットワーク化による緑豊かなまち

津波防災緑地や海岸防災林は、津波や塩分を含む潮風の影響を考慮しつつ、海岸からの距離によっていくつかのゾーンに区分し、本町の気候風土や環境条件に適合した樹種の構成に基づいた樹林を整備します。

また、背後の丘陵地斜面の植生に連なることによって、拠点となる公共施設などの既存資源を活かした有機的な緑地のネットワーク化を図り、ひとと自然の共生や環境負荷の小さい緑豊かなまちを形成します。

## □地域の特性をいかした美しい街並みの形成

### 1. ふるさとの風景の再生

海岸線から丘陵部の斜面下部にかけて立地してきた集落の住宅群は、そこに生活する人々の暮らしにより、歴史的な景観を形成し、特色のある伝統的なたたずまいを継承してきました。

町名が由来する七つの浜とその間に広がる多様な海岸線の景観が、周辺の既存緑地と一体化した特徴的な景観の形成を誘導することにより、海と里山の自然が織りなすふるさとの風景を再生します。

### 2. 緑豊かで統一感のある住宅地の街並み

防災集団移転促進事業による高台住宅団地や災害公営住宅、被災市街地復興土地区画整理事業の整備では、周辺に保全される緑地に囲まれた緑豊かな環境のもとで統一感のある街並みが形成されるように、もとの地形に無理なく調和した道路や宅地の造成を行うとともに、随所に多様な使われ方を想定した公園や広場を配置することによって、次世代に受け継がれる良好な住環境をつくります。

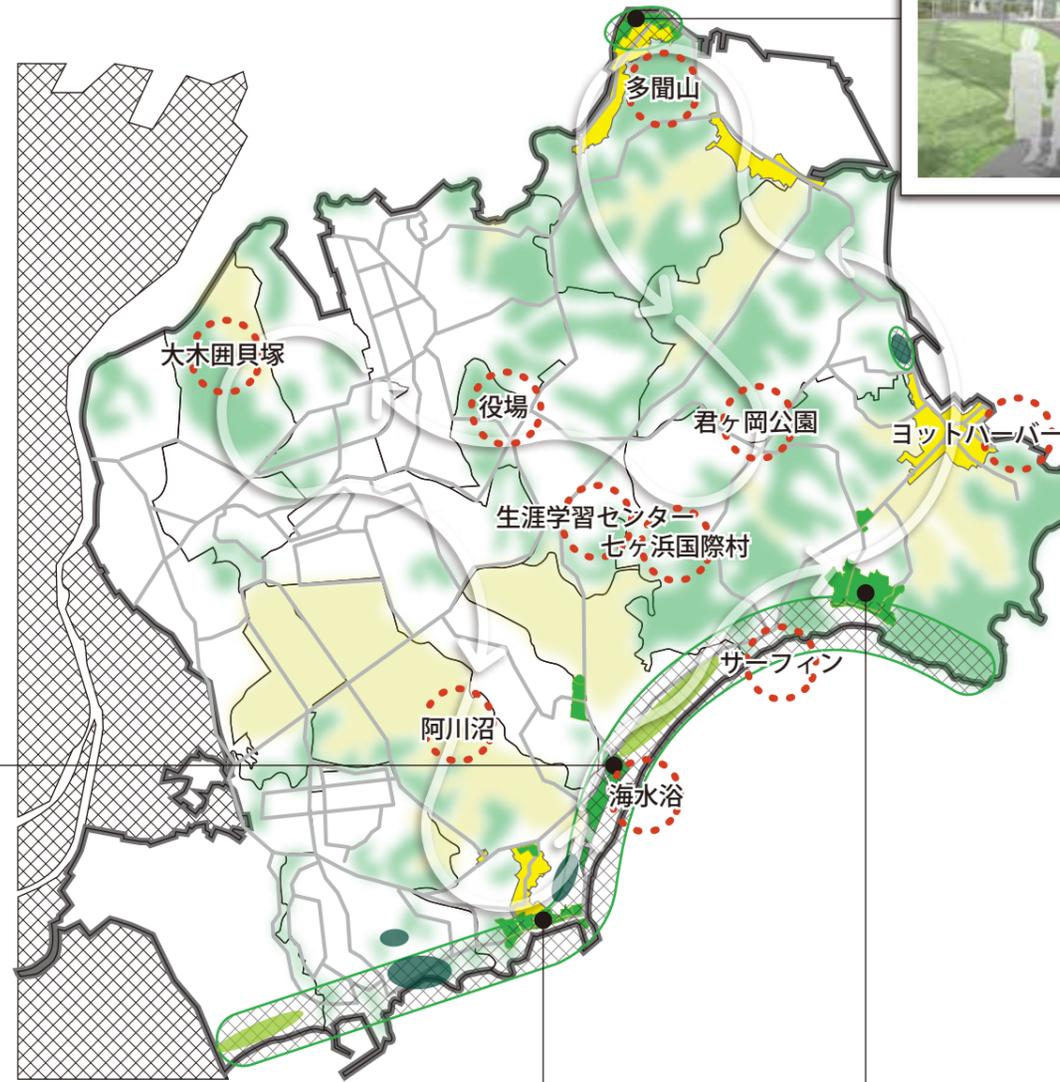
□菖蒲田浜 A 地区 [菖蒲田海浜公園] 都市公園 (津波防災緑地)



海岸部の低平地における津波防災緑地の整備によって、うみの町・七ヶ浜の特徴である美しい海岸線の景観を再生するとともに、それらと調和する伝統的な海辺の街並みや緑豊かな住宅地の街並みを形成します。

## □有機的な緑地のネットワーク化

□代ヶ崎浜地区 都市公園 (津波防災緑地)



凡例	
	尾根系緑地 (丘陵部の尾根とその斜面に保全される樹林地)
	谷戸系緑地 (海岸部から入り込んだ谷戸状の低地にひろがる農地)
	浜系緑地 (海岸部の低平地に整備される津波防災緑地や海岸防災林)
	都市公園(津波防災緑地)
	・保安林(海岸防災林)
	・地区広場(検討中)
	・海岸部の既存保安林
	イエローゾーン (被災市街地復興土地区画整理事業)
	拠点施設など
	ネットワークのイメージ

□菖蒲田浜 B 地区 [菖蒲田漁港付近] 都市公園 (津波防災緑地)



□花洲浜表浜地区 都市公園 (津波防災緑地)



# [復興重点施策3] 未来につながる子どもたちの豊かな環境

## □未来を創る子どもたちの快適な環境の構築

### 1. 教育環境に配慮した七ヶ浜中学校

震災により使用できなくなった七ヶ浜中学校の復旧を、平成 26 年度の完成を目標に進めています。景観に配慮しつつ、自然を取り込んだ、温かみと潤いのある学習環境の整備に加え、施設の耐震化や非構造部材の耐震化を行い、教育環境に配慮し快適で安全な教育環境を提供します。

また、地域の拠点としての役割を担いながら、将来的には小中一貫校への移行にも対応できる学校づくりを目指します。

### 2. 衛生的で機能的な学校給食センター

震災により使用できなくなった学校給食センターを遠山地区に移築し、平成 26 年度からの提供を予定しております。町内小中学校 5 校分を賄うセンター方式に加え、従来のウェット方式を衛生面に配慮したドライ方式に変更し、安全で機能的な施設整備はもちろんのこと、アレルギー食に対応できる機能強化を図りました。

食材は、安全な地場産品を積極的に取り入れるなど、地産地消による食育を推進し、子どもたちの健康的な成長を促進します。

### 3. 地域に開かれた遠山保育所

震災により使用できなくなった遠山保育所を、シンガポールからの財政支援を受けて平成 25 年 4 月に再開しました。子どもたちの安全な居場所づくりに加え、地域の人が気軽に立ち寄り、災害時には防災拠点としての役割も担う地域に開かれた施設を目指します。

## □次世代育成支援施設と教育資源の連携

### 1. 次世代育成支援施設のネットワーク化

子育て支援センターを核として、保育所や幼稚園などの子育て施設と、小学校、中学校などの教育施設、生涯学習センターや七ヶ浜国際村、歴史資料館などの文化施設を次世代育成支援施設としてネットワーク化し、施設間の連携を深めます。

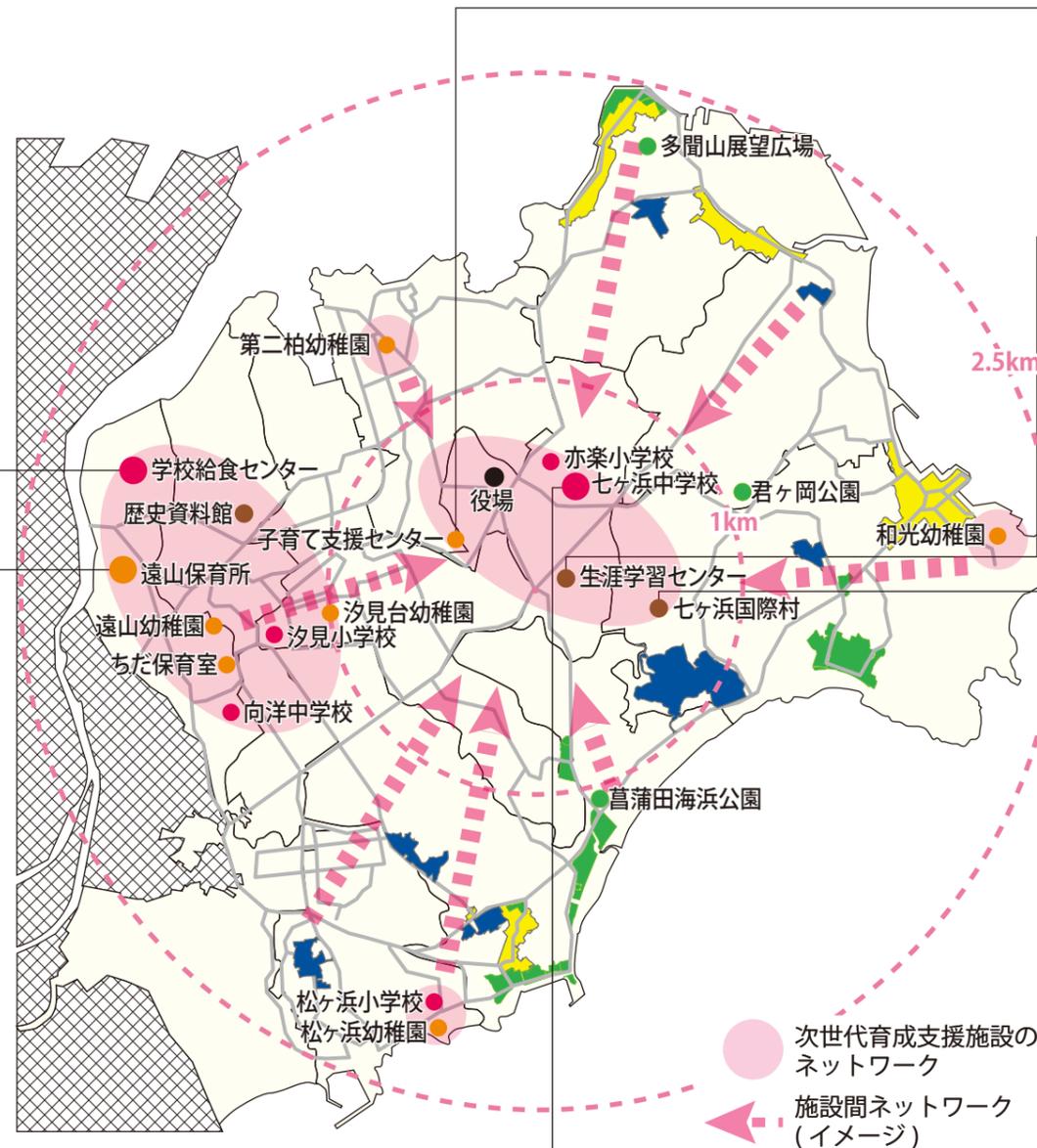
### 2. 教育資源の活用

都市公園や緑地は、自然環境や生態系を学ぶ上において、重要な教育資源として位置づけています。産業施設の一部も、体験教育的な観点から教育資源としての活用が期待されることから、保育や教育、生涯学習の場で活用します。

### 3. 次世代育成支援施設と教育資源の連携

次世代育成支援施設と教育資源の連携により、本町の将来を担う子どもたちを育み、未来につながるまちづくりを推進します。

## □本町の次世代育成支援ネットワーク



### □学校給食センター



衛生的なドライ方式を採用し、町内の小中学校 5 校分の給食をセンター方式により提供します。

### □遠山保育所



大きな園庭が中心に設けられており、子どもたちが安心してのびのびと屋外遊びができる空間作りがなされています。

### □七ヶ浜中学校



中学校の裏手にある林の自然を取り入れるように校舎を配置するなど、周辺環境と調和した計画になっています。



中庭に向かってリトルスペースと呼ばれる小さな空間が設けられており、少人数指導の展開や自主的な学びを促す場所を作り出します。

# [復興重点施策 4] 地域コミュニティの再生と展開

## □地域コミュニティに配慮した居住環境

### 1. 良好な居住環境による地域コミュニティの再生

防災集団移転促進事業による高台住宅団地は、建築協定によるまちづくりルールを導入し、良好な居住環境の形成により地域コミュニティの再生を促進します。

種類	制限内容	種類	制限内容
用途	専用住宅 他	道路斜線	1.25/1
容積率 (%) 建ぺい率 (%)	$\frac{100}{60}$	敷地規模	195 m <sup>2</sup> 以上
外壁後退	道路離隔 1.5m 隣地離隔 1.2m	乗り入れ (意匠)	歩道部乗り入れ原則禁止
高さ	高さ 10m 未満 軒高 7m 未満	意匠	屋根、外壁の色彩は周囲の 景観と調和するもの
北側斜線	5m+1.25/1	敷地境界の かき、柵	1.5m 以下、生垣、フェンス など開放感のあるもの



安全で美しい家並みを形成し、住み良い環境を維持することができます。

### 2. 入居者同士や地区とのコミュニティ形成を促す災害公営住宅

災害公営住宅は、リビングアクセスを導入し、自然な交流が生まれることにより高齢者世代や子育て世代など、幅広い年代の方が安心して生活できる居住環境を提供し、入居者同士はもとより地区とのコミュニティ形成を促します。

#### 従来型

暗く閉鎖的な外廊下は、家に入る時しか利用されません。



#### リビングアクセス型

広く明るい共用廊下は、縁側や前庭のように使うことができ、住人との自然な交流が生まれます。



#### □災害公営住宅のリビングアクセス事例

※代ヶ崎浜地区の事例は P2 参照



菖蒲田浜地区



花淵浜地区

### 3. 地域の特性に配慮した被災市街地復興土地区画整理事業の実施

被災市街地復興土地区画整理事業は、地区計画による居住用や業務用などの土地利用を想定したまちづくりルールに基づき、雨水排水などの治水対策や道路拡幅による都市基盤の強化に加え、長い間培われてきた歴史や風土などの地域の特性に配慮し、人々の暮らしを支える「地域のきずな」を大切にしたい居住環境を提供します。

## □防災拠点施設や地区避難所を核としたにぎわいの創出

### 1. 防災拠点施設を核としたにぎわい創出

生涯学習センターを避難計画に基づく防災拠点施設として位置付け、発災時の防災拠点機能はもとより、同施設を含む拠点公共施設を生涯学習・交流拠点として機能することにより、町のにぎわいを創出します。

### 2. 地区避難所や地区公民館を核とした地域のにぎわい創出

既存の地区公民館や新たに設置する 8 箇所の地区避難所を核として、避難計画に基づく発災時の避難所機能はもちろんのこと、平常時は、様々な地区活動の拠点として機能することにより、地域のにぎわいを創出します。

震災は、コミュニティや生きがいを担っていた地区公民館をはじめ、アクアリーナや生涯学習センター、その他各種スポーツ施設にも大きな被害をもたらしました。地域拠点や中心部のにぎわいを取り戻し、住宅やコミュニティの再生と併せ、人と人のつながりを大切にしたいまちづくりを展開します。

## □災害公営住宅

### 松ヶ浜地区



### 菖蒲田浜地区



### 花淵浜地区



### 吉田浜地区



### 代ヶ崎浜地区



## □防災拠点施設

### 生涯学習センター



## □地区避難所

### 湊浜地区



### 花淵浜地区



### 松ヶ浜地区



### 代ヶ崎浜地区



### 菖蒲田浜地区



### 要害・御林地区



### 笹山地区



### 遠山地区



※災害公営住宅・防災拠点施設・地区避難所の位置は、P9 参照。建物の外観や色彩は変更となる場合があります。

# [復興重点施策 5] 本町の特徴を生かした産業の活性化

## □水産業の基盤再生による持続的な雇用機会の確保

本町の基幹産業である水産業は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けましたが、海苔生産共同利用施設の整備により、平成 24 年度に海苔生産を本格化させるなど、水産業の復興が進められています。

また、花洲浜被災市街地復興土地区画整理事業区域内に設定される業務系エリアの一部を利用し、地場で生産される海苔を中心とした新たな水産加工流通施設(6次化施設)の検討が行われています。加工施設と一体的に直販施設を整備することにより、町内外からの交流人口を増やし、地域の賑わいにつながることを期待されています。

漁港施設などの水産業の基盤再生により、持続的な雇用機会の確保を図ります。

### □本町の水産業水揚げ高の回復状況(宮城県漁業協同組合資料)

年度\水産物	海苔		魚類		貝類		合計 (括弧内H20年度比)
	上段:収穫量	下段:売上高	上段:収穫量	下段:売上高	上段:収穫量	下段:売上高	
平成24年度	103,131,400枚		175トン		17トン		974,666,886円 (59.8%)
		750,269,198円		122,620,064円		101,777,624円	
平成23年度	14,989,000枚		172トン		12トン		378,210,613円 (23.2%)
		152,502,919円		171,344,183円		54,363,511円	
[震災前] 平成20年度	150,763,400枚		343トン		29トン		1,631,024,571円
		1,228,490,937円		281,853,987円		120,679,647円	

## □地産地消の推進と付加価値の高い持続可能な農業の再生

低平地において津波の浸水被害を受けた水田の大半では、すでに津波堆積物の除去と除塩、土壌改良によって営農環境が回復し、平成 25 年度には約 70 ヘクタールの水稲及び大豆の作付が行われています。

また、後継者不足解消や経営基盤の強化を目的として、七ヶ浜生産組合を軸とした水稲や大豆の共同作付が進められており、共同乾燥調整施設や共同育苗施設など、共同利用のための農業施設の整備に取り組んでいます。

営農環境と住環境が調和した美しい田園風景を取り戻し、地産地消の推進と付加価値の高い農業生産への展開により、持続可能な農業の再生を図ります。

### □本町の主な農作物の作付面積(七ヶ浜町地域農業推進協議会資料)

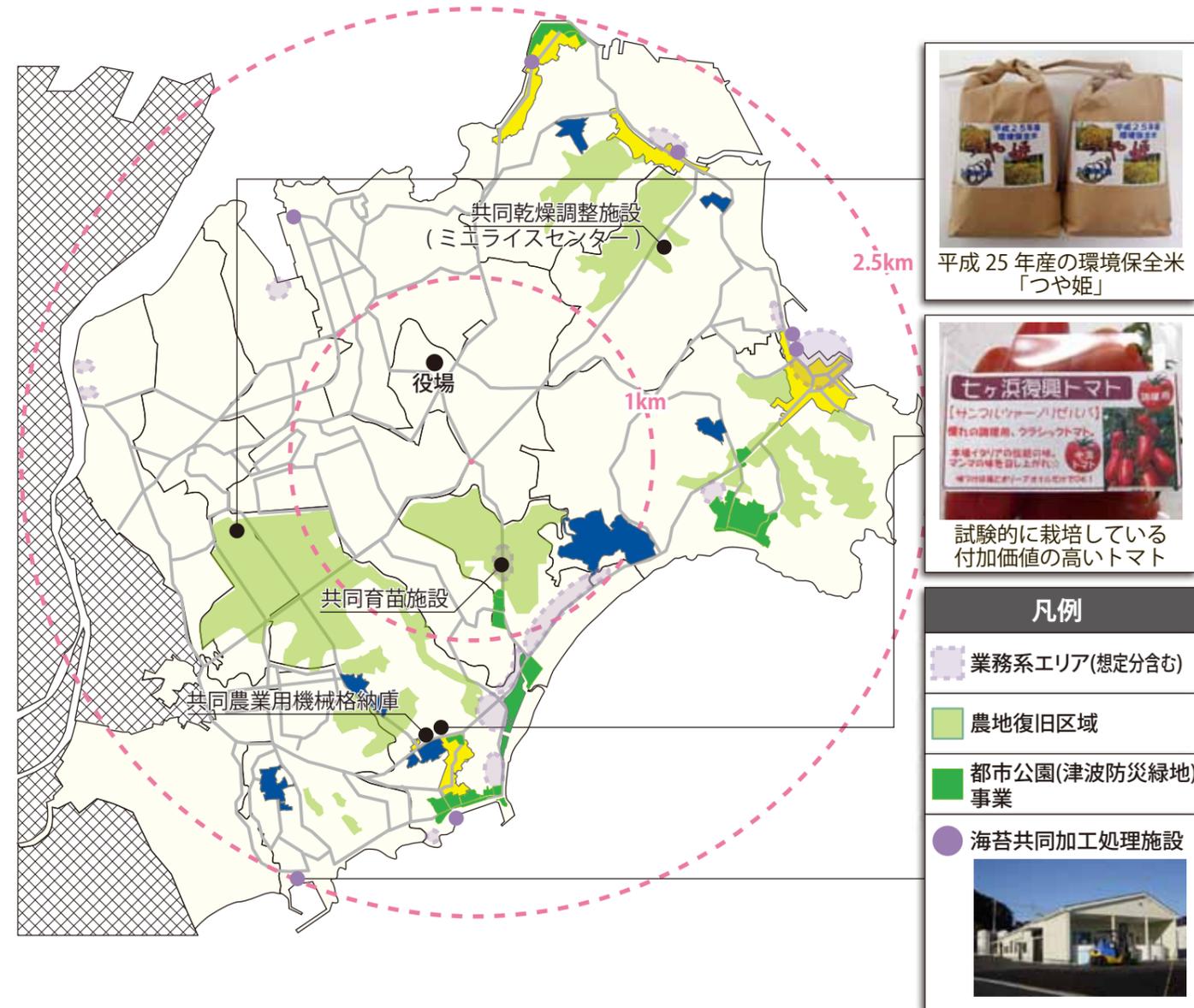
年度\農作物	水稲作付面積		大豆作付面積	合計 (括弧内H21年度比)
	主食用米	加工用米		
平成25年度	5,151アール	不作付け	1,847アール	6,998アール (78.5%)
平成24年度	124アール	不作付け	480アール	604アール (6.8%)
[震災前]平成21年度	7,098アール	563アール	1,250アール	8,911アール

## □業務系ゾーンの設定によるにぎわい創出

被災市街地復興土地区画整理事業区域内の災害危険区域(今後指定する分を含む)や防災集団移転促進事業の移転促進区域の一部を、今後の復興まちづくりに活用するための業務系ゾーンに設定し、地域の歴史や風土などの地域特性に応じた企業の誘致による地場産業の活性化や雇用機会の確保に加え、居住系、公共系、緑地系ゾーンとの連携により、交流と協働によるにぎわいを創出します。

本町の基幹産業である水産業や稲作などの農業は、今回の震災による津波の被害により、壊滅的なダメージを受けました。しかし、雇用の創出にとどまらず、従事する方の生きがい対策や、街並みと調和した水田風景など、今後、これらの第一次産業の復興は欠かせないものです。産業基盤の迅速な復興により、第一次産業をはじめとする本町の特徴を生かした産業の活性化に、住民と共に取り組みます。

## □本町の産業の復旧・復興状況



## □業務系ゾーンの連携イメージ



**23 □復興まちづくり土地利用ガイドライン**

24 復興まちづくり土地利用ガイドラインについて

26 復興まちづくり方針

28 景観 - 美しさとやすらぎ

30 持続 - 持続可能な環境

32 交流 - にぎわいのある風景

34 協働 - 住民参画とボランティア

36 安全 - 減災と安心

38 快適 - 機能性と利便性

**40 [参考]土地利用計画方針図** (平成26年2月21日現在)

40 復興まちづくり事業整備予定区域

41 土地利用ゾーニング

**復興まちづくり土地利用ガイドライン**

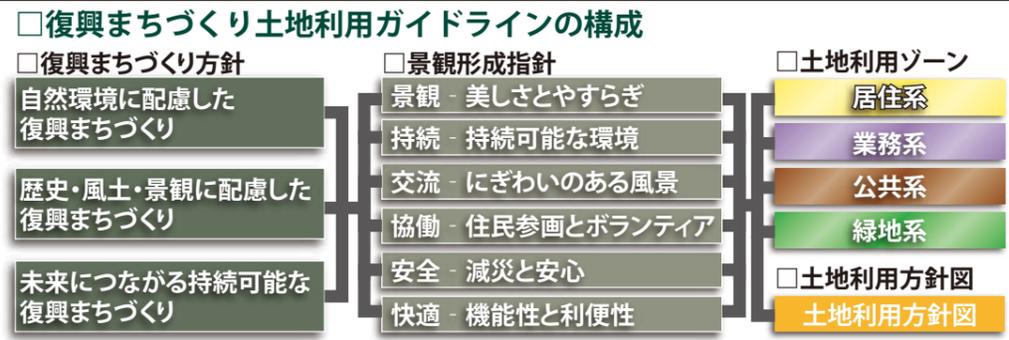
# 復興まちづくり土地利用ガイドライン について

復興まちづくり土地利用ガイドラインは、防災集団移転促進事業による高台住宅団地（以下、「高台住宅団地」と表記）や災害公営住宅、地区避難所、都市公園（津波防災緑地）事業（以下、「津波防災緑地」と表記）など、復興まちづくり事業として整備する各種事業用地に加え、従前地の買い取りを行った移転跡地などの土地利用に関し、景観形成などのまちづくりにおいて重要となる6つの指針に基づきまとめたものです。

本ガイドラインは、復興まちづくりにおける基本的な方針を盛り込んだ「復興まちづくり方針」、景観形成にあたって基本となる6つの指針をまとめた「景観形成指針」、高台住宅団地や災害公営住宅、被災市街地復興土地区画整理事業などの復興まちづくり事業の対象となる区域の土地利用予定に加え、移転跡地の土地の利活用を4つの土地利用ゾーンに区分した「土地利用方針図」により構成されます。

土地利用ゾーンと景観形成指針について、本ガイドライン内に体系的にまとめることにより、復興まちづくりの考え方を住民の皆様により理解を深めていただくことを目的としています。

本ガイドラインに基づき、本町の豊かな自然環境の恩恵を十分に享受しつつ、土地利用ゾーンと既存市街地を有機的にネットワーク化し、都市機能の向上はもとより、景観形成による未来志向の復興まちづくりを推進することにより、「うみ・ひと・まち 七ヶ浜」の再構築と再生に取り組みます。



## 復興まちづくり方針

1. 自然環境に配慮した復興まちづくり	生態系の保全と再生、自然と調和した防災・減災対策、豊かな環境資源の維持により自然環境に配慮した復興まちづくりを実現します。
2. 歴史・風土・景観に配慮した復興まちづくり	歴史を継承し、風土を生かしながら地域を象徴する景観の保全により、歴史・風土・景観に配慮した復興まちづくりを実現します。
3. 未来につながる持続可能な復興まちづくり	地域のきずなにより、住民参画による地域全体の良好な環境と価値の維持・向上により、未来につながる持続可能な復興まちづくりを実現します。

## 景観形成指針

景観 - 美しさやすらぎ	家並みや街並み、緑地などによって形成される景観により、美しさやすらぎを与えます。
持続 - 持続可能な環境	生態系や地域特性に応じ、地球にやさしい、将来に持続可能な環境や景観を形成します。
交流 - にぎわいのある風景	「ひととひと」とのコミュニケーションを促進し、活気にあふれ、にぎわいのある風景を形成します。
協働 - 住民参画とボランティア	住民参画とボランティアの協働により、あらたな復興まちづくりを実現します。
安全 - 減災と安心	迅速な避難誘導と津波防災緑地整備などによる減災をはかり、安心な暮らしを守ります。
快適 - 機能性と利便性	景観に配慮した機能的な都市基盤の整備により、暮らしの利便性を向上します。

## 土地利用ゾーン

居住系	高台住宅団地や災害公営住宅の整備に加え、被災市街地復興土地区画整理事業の居住用区域に相当するゾーン。 緑豊かな街並みと安全で安心な都市基盤の整備により、快適な居住環境の形成と地域コミュニティの再生をはかります。
業務系	被災市街地復興土地区画整理事業により業務用区域として設定された箇所に加え、移転跡地のうち業務利用を想定したゾーン。 民間事業者などの企業誘致により雇用機会の確保をはかり、既存市街地を含む居住系や公共系、緑地系との連携により、交流と協働によるにぎわいを創出し、魅力的なまちを実現します。
公共系	町の中心部に位置する行政施設や教育・文化施設、スポーツ施設等の公共施設区域ならびに各地区における地区避難所や地区公民館が立地する区域に相当するゾーン。 中心部と地域の活動拠点として機能し、生涯学習やコミュニティ活動などを通じ、住民の健康増進に加え、地域の防災機能や福祉機能を高めます。
緑地系	移転跡地に整備される津波防災緑地およびそれらに隣接する保安林（海岸防災林）（以下、「海岸防災林」と表記）の区域に相当するゾーン。 特別名勝松島につながる美しい海浜景観の再生、多様な海浜レクリエーション環境の提供に加え、津波の減衰や漂流物の捕捉により、背後に位置する居住系などの居住地の減災効果を高めます。

# 復興まちづくり方針

## 1. 自然環境に配慮した復興まちづくり

### (1) 生態系の保全と再生

本町の自然地形は、丘陵部の尾根系緑地、農地などの谷戸系緑地、海岸防災林などの浜系緑地による多様な緑に加え、阿川沼などの水系、三方を海に囲まれた海岸線によってかたちづけられています。

復興まちづくりに取り組むにあたっては、本町の自然生態系のしくみとそのまわりを大きく改変することなく保全し、将来にわたって良好な環境を持続できる土地利用をめざします。

- ・尾根系緑地 丘陵部の尾根とその斜面に保全される樹林地
- ・谷戸系緑地 海岸部から入り込んだ谷戸状の低地にひろがる農地
- ・浜系緑地 海岸部の低平地に整備される津波防災緑地や海岸防災林

### (2) 自然環境や土地利用に関する情報の的確な把握

本町の自然環境を将来にわたって良好な状態に維持することにより、豊かな住環境の形成や観光振興の資源としての活用を促進するため、自然環境や土地利用に関する情報を的確に把握し、長期的な視点に立った、計画的な復興まちづくりに取り組みます。

## 2. 歴史・風土・景観に配慮した復興まちづくり

### (1) 将来にわたって快適に生活できる居住環境の持続

国内最大級の大木園（だいぎがこい）貝塚の存在が示すように、太古の昔から人が暮らすことに適した環境が存続してきた本町の歴史を踏まえ、その背景となった豊かな自然のもと育まれた暮らしの文化を継承しつつ、将来にわたって快適に生活できる居住環境を構築します。

### (2) 本町の歴史や風土を尊重した復興まちづくり

三方を海に囲まれ、海との様々なつながりによって人々の暮らしがなりたってきた本町の歴史や風土を尊重し、海から海岸や海辺を経て丘陵部へと続く土地利用の中に、まちや住まい、なりわいや学びの場が無理なく収まり、いつの時代にも海とともにある美しいまちのすがたを目指します。

### (3) 地域を象徴する歴史景観の保全

豊かな自然に恵まれた環境と穏やかな気候・風土のもと、歴史的に育まれてきた良好な地域としてのたたずまいを象徴するものとして、人の営みと自然が調和した歴史景観を位置づけ、その保護と保全、さらには新しい時代にむけた創造が可能となる復興まちづくりをすすめます。

## 3. 未来につながる持続可能な復興まちづくり

### (1) 地域のきずなによる復興まちづくり

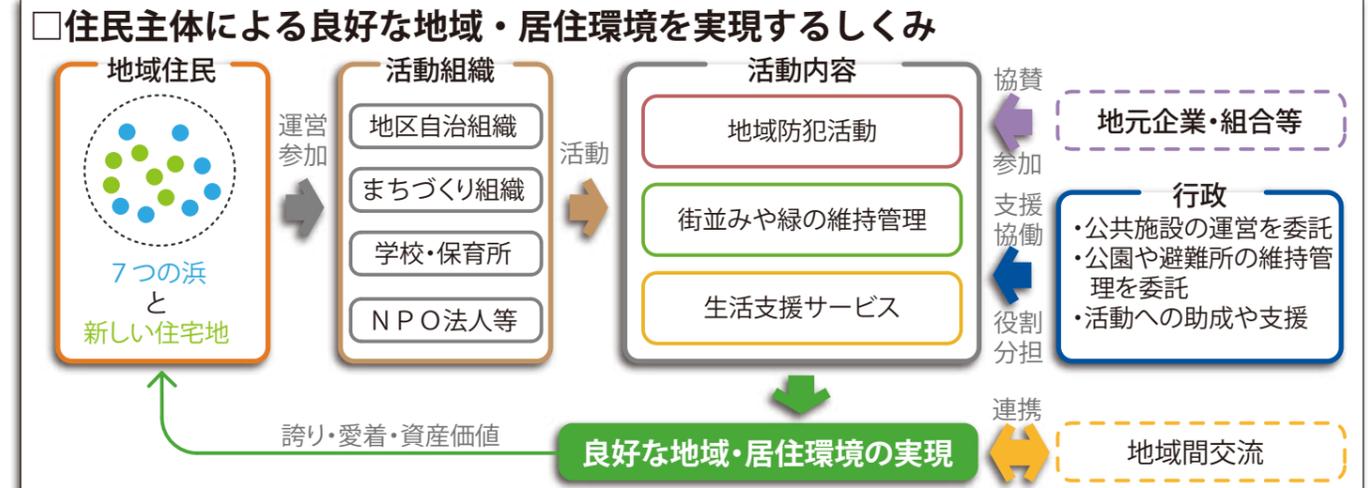
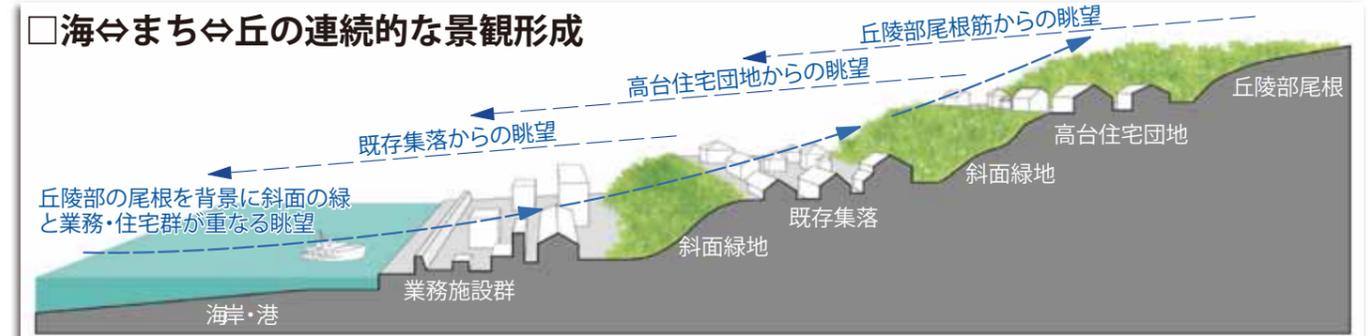
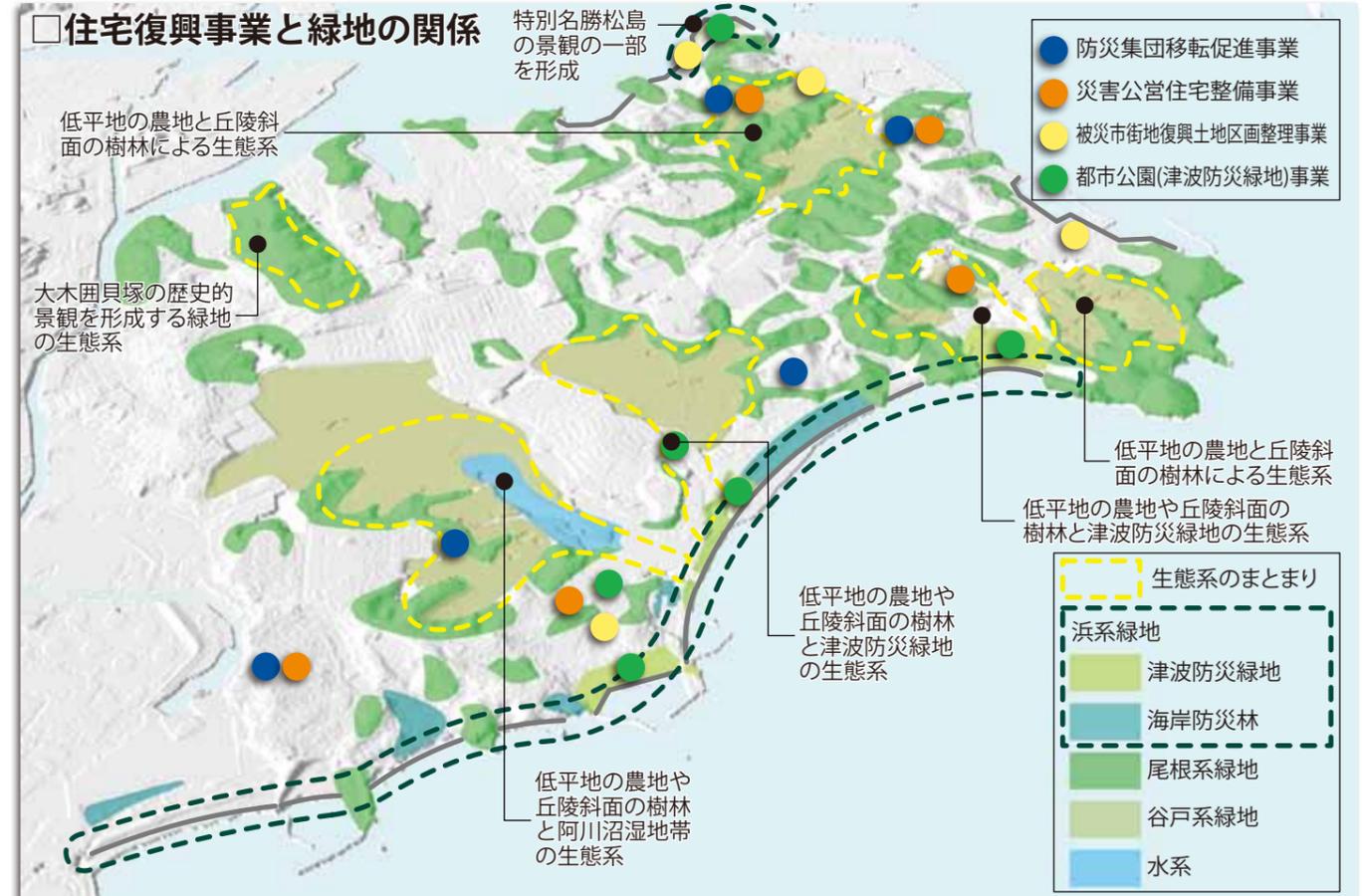
「ひととひと」とのコミュニケーションを促進し、「地域のきずな」により地域の強みを伸ばす復興まちづくりに取り組みます。

### (2) 住民参画による復興まちづくり

津波防災緑地や地区避難所など、復興まちづくり事業によりあらたに整備される施設や環境の維持に住民が積極的に参画する仕組みを構築し、将来にわたって良好な状態を持続します。

### (3) 住民主体の復興まちづくり

地域の歴史や風土に応じた、住民主体の復興まちづくりに取り組むことにより、地域全体の良好な環境とその価値を維持・向上させていく機運を高め、将来の世代に引き継いでいくための活動を支援します。



# 景観 - 美しさとやすらぎ

## 1. 自然と街並みの調和

**居住系**  
ひとと自然の共生による緑豊かな街並み

**業務系**  
七ヶ浜を特徴づける海辺の景観

## 2. 本町の特色をいかしたまちづくり

**公共系**  
統一感があり特徴のある公共施設

**緑地系**  
特別名勝松島につながる美しい海浜景観

## 1. 自然と街並みの調和

本町における景観の特徴は、海辺の岬や丘陵部からの遠景における美しい海と海岸線の眺望、主要な道路沿いの近景における海辺の集落や漁港を含む伝統的な街並み、さらにはその中間のスケールである中景における丘陵部斜面の緑地や海岸林等の柔らかな風情が、それぞれバランスよく組み合わせられているところにあります。

また、海岸に沿って続く道路を回遊する時や丘陵部と沿岸部を行き来する時には、これらの多様なスケールの景観が主に海や緑を背景として次々と眼前に立ち現れ、あたかもひとつづきの風景のようにイメージされますが、このような景観のつながりも大きな特徴です。

復興まちづくりにおける土地利用ゾーニングの設定においては、既存市街地や既存緑地との関係に配慮し、それぞれのゾーンが有機的にむすびつきながら連携し、自然と調和する暮らしや街並みを象徴する良好な景観の形成を目指します。

## 2. 本町の特色をいかしたまちづくり

三方を海に囲まれ、町の中心部が丘陵状の台地を形成し、半径約 2.5km の円に収まるコンパクトな本町の地形は、中心部と各地区に公共施設の機能を分担しながら、沿岸部の自然をいかした美しい景観を生み出す魅力的なまちづくりの可能性を秘めています。

このような本町の強みをいかすため、海や緑地などの自然環境、居住環境や公共施設などの都市機能、農業や水産業などの業務施設などが、計画的な土地利用の誘導により相乗効果を生み出すまちづくりが求められています。

復興計画や本ガイドラインにおいては、景観に配慮した街並みの誘導により、本町の価値を高め、まちづくりの方向性や施策を明確にすることにより、住民と共に歩む、未来志向の復興まちづくりの実現を目指します。



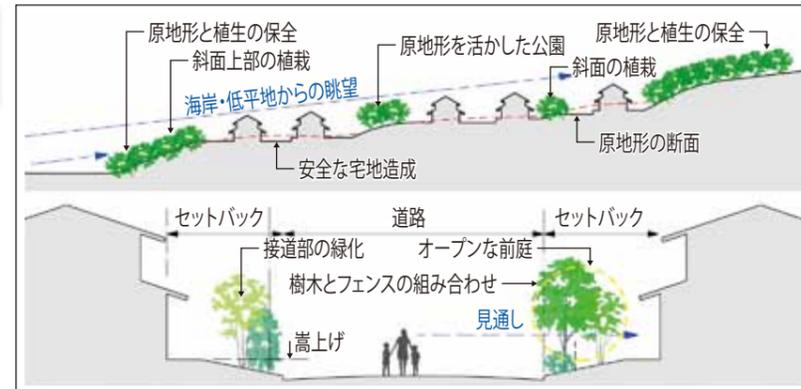
高台住宅団地の景観



津波防災緑地の景観

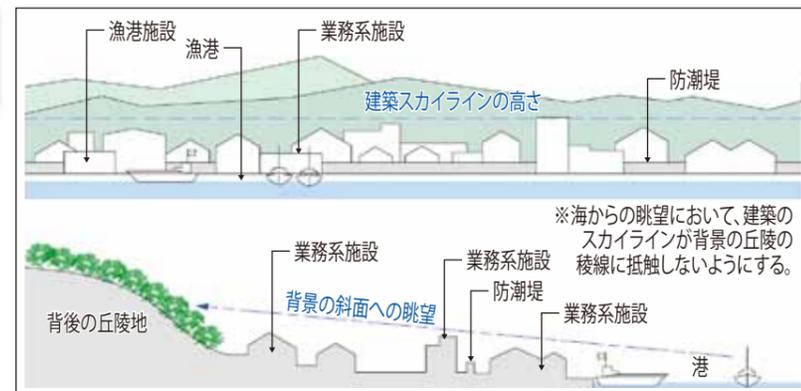
## 居住系 ひとと自然の共生による緑豊かな街並み

防災集団移転事業による高台住宅団地では、既存の地形や植生に配慮した造りがすすめられており、それらと新たに建設される住宅や広場等の緑化によって、また被災市街地復興土地区画整理事業区域においては、街区公園や住宅敷地の接道部に十分なスペースを確保し、緑化することによって、緑豊かな街並みの形成をすすめます。



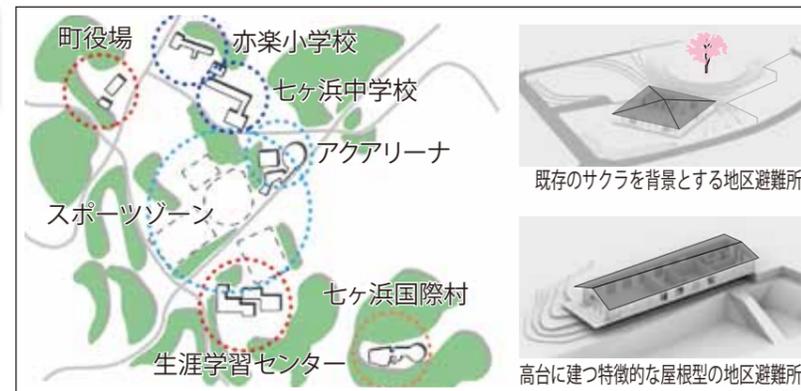
## 業務系 七ヶ浜を特徴づける海辺の景観

本町の主要な産業である水産業を支える施設が集積する漁港とその周辺において、漁業施設と漁港施設によって形成される七ヶ浜の特徴的な海辺の景観を、より魅力的なものとするために、特に海からの眺望に配慮しつつ背後の防潮堤や建築群による街並み、丘陵地の地形や斜面の緑地と一体化できるような土地利用を誘導します。



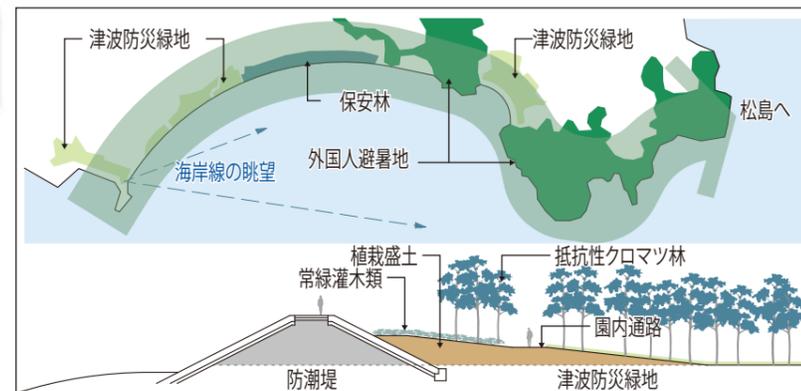
## 公共系 統一感があり特徴のある公共施設

公共施設や教育施設、スポーツ施設が集中する町の中心部では、周辺の尾根や斜面の樹木の保全と道路沿いの集景をすすめ、緑豊かで統一感のある景観を形成します。また、地域コミュニティの核となる地区公民分館・地区避難所では、それぞれ特徴のある建築意匠や広場との一体的な整備によって景観的なシンボル性を高めることを目指します。



## 緑地系 特別名勝松島につながる美しい海浜景観

津波防災緑地は、特別名勝松島につながる美しい海浜景観の形成をめざして、防潮堤や海岸部に突き出た尾根の緑と一体化する浜系緑地の植生を育て、町木であるクロマツを中心とした白砂青松の美しい松林により、歴史的に形成されてきたふるさとの景観を再生していきます。



# 持続 - 持続可能な環境

1. 環境や風土の未来への継承	<b>居住系</b> ふるさとの面影をのこす街並み <b>業務系</b> 持続的な雇用をうみだす地場産業
2. 持続可能なまちづくり	<b>公共系</b> 持続可能な公共施設維持体制 <b>緑地系</b> 生態系や地域特性に応じた津波防災緑地

## 1. 環境や風土の未来への継承

三方を海に囲まれ、半島状に伸びた本町は、中心部が丘陵状の地形をなし、沿岸部に伸びる尾根状の地形に、低平地に水田や農地などの谷戸系緑地、海岸防災林などの浜系緑地や沿岸部の居住地がつながり、本町にしか存在しない魅力的な地形を形成しています。

大木圍（だいきがこい）貝塚などの遺跡が示すように、古来より居住に適していた本町の気候や風土は、良好な居住環境を現在に至るまで持続的にもたらし、今後の復興まちづくりを考える上においても、このような地域特性をいかした取り組みが必要です。

また、気候や地形などの物理的なものや植生や水系などの生態学的なものに加え、この地域に暮らす人々の気質や風習などの地域性にも配慮する必要があるため、本町においては、可能な限り従来のコミュニティを維持していくことを前提とする住宅復興や地域復興を目指しています。

地域特有の自然環境や風土、「光、風、音、香り」など、人の五感で感じられるものや、暮らしの中で受け継がれてきた風習、この町の気候風土のもとで培われた、自然と向き合う人々のしなやかな感性など、目に見えるもの、見えないものも含め、「七ヶ浜」らしさを地域の個性として大切にしたい、本町の強みを未来に継承する復興を目指します。

## 2. 持続可能なまちづくり

温暖な気候により過ごやすく、自然に恵まれた良好な本町の環境は、持続可能な維持管理体制などの仕組みを通じて、その価値を未来に受け継ぐことができます。

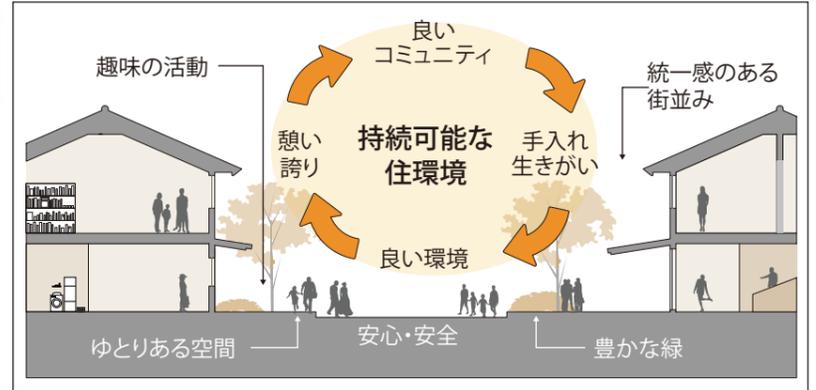
復興まちづくり事業においては、「東日本大震災からの復興」という本来の目的を明確に堅持しつつも、各地区の特性に応じた安全と安心の配慮に加え、本町特有の良好な自然環境を再認識し、人と地球にやさしい持続可能なまちづくりを実現します。



七ヶ浜国際村より菖蒲田浜方面を望む（イメージ）

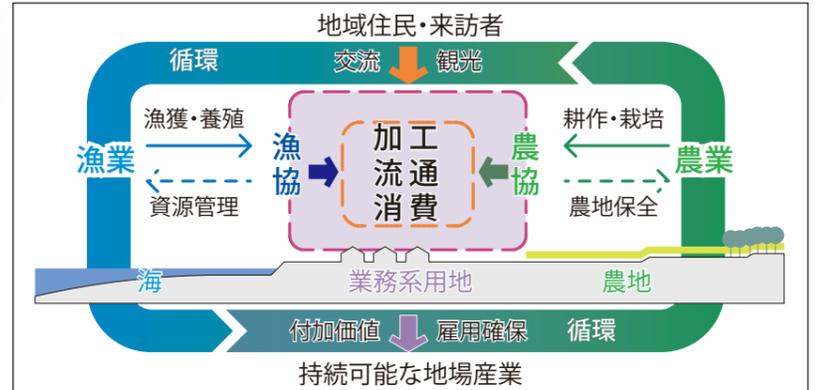
### 居住系 ふるさとの面影をのこす街並み

居住系ゾーンにおいて再建される住宅は、既存の集落や海岸線、緑地等と一体化し、自然との調和によりふるさとの面影をのこす街並みとして再生することにより、その場所が未来の世代に対しても誇りをもって受け継ぐことができるよう、住宅の建て方やデザインなどについて、住民との相互理解のもとに景観誘導を進めます。



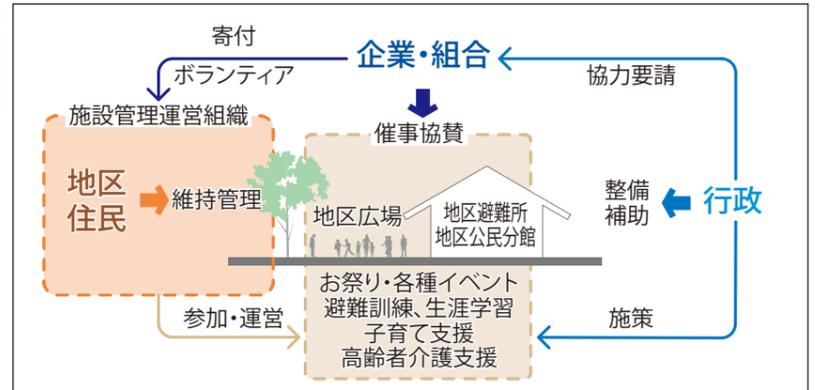
### 業務系 持続的な雇用をうみだす地場産業

第一次産業を中心とした本町の漁業や農業の再生にあたり、持続的な雇用の機会を確保するため、業務系ゾーンを活用した販売や消費を促す施設の整備や市などの開催に加え、地域住民や町を訪れる人々の参加・体験による地域交流の場を提供し、地産地消につながる安全な食材の提供や、付加価値の高い持続可能な地場産業の振興を図ります。



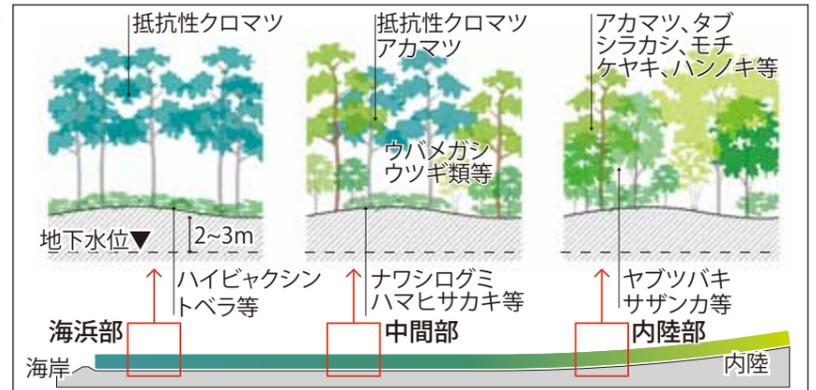
### 公共系 持続可能な公共施設維持体制

新たに整備される公共施設の維持管理は、既存の地区組織を土台とした地区住民が中心となり施設の管理運営を行うための組織化に加え、ボランティア活動を通じた住民参画や民間事業者が利益追求とは異なる観点から地域と社会に貢献する活動による支援など、多面的な手法の検討により、将来に持続可能な体制をつくります。



### 緑地系 生態系や地域特性に応じた津波防災緑地

海浜部に整備される津波防災緑地は、特別名勝松島や背後の丘陵斜面などの自然景観に配慮しながら、塩害に強い在来樹種を適切に配置するなど、海浜部、中間部、内陸部ごとに生態系や地域の気候風土に順応した植物種の選定を行い、潮風を感じながら、地域に親しまれる落ち着いた雰囲気のある海浜公園を目指します。



# 交流 - にぎわいのある風景

- 1. 土地利用ゾーンの連携によるにぎわいの創出
- 2. いきいきとして活気あふれるまちづくり

<b>居住系</b> 住んでいる人の顔が見える居住環境
<b>業務系</b> 地域交流を促進する地場産業の再生
<b>公共系</b> 住民の交流によってにぎわいをもたらす公共施設
<b>緑地系</b> にぎわいのある海浜レクリエーション環境

## 1. 土地利用ゾーンの連携によるにぎわいの創出

土地利用のゾーニングは、丘陵部から海が眺望できる景観など豊かな自然のもとで住みやすい環境づくりを目指して、地形や自然環境などの地理的な条件に加え、日々の暮らしやなりわいなどの地域特性を考慮して設定しました。

居住系と業務系の連携においては、地元でとれた食材を直接消費する「地産地消」をはじめ、地場産品の開発などによる地場産業の活性化により、雇用機会の確保をはかります。居住系と公共系の連携においては、地域コミュニティや地域防災の拠点であることから、福祉の充実や生涯学習の拡充など、生きがいを感じるライフスタイルの構築を促します。居住系と緑地系の連携においては、水田や畑、海岸防災林や尾根系緑地の自然林なども取り込む形で、なだらかな丘から海岸線までの一連の景観は、自然との調和のとれた快適な生活につながります。

土地利用ゾーンと既存市街地や近隣市町との連携においても、交流人口の増加などによる町のにぎわいや産業の活性化を促進します。

土地利用ゾーンの連携により、「ひととひと」との交流を促進し、良好な住環境の実現による魅力ある地域の形成により、まちのにぎわいを創出します。

## 2. いきいきとして活気あふれるまちづくり

本町は、生涯学習センターやアクアリーナ、各種スポーツ施設など、町の中心部の拠点施設を核として、にぎわいのあるまちづくりが進められています。

また、七ヶ浜国際村などの文化芸術拠点、歴史資料館などの歴史拠点、汐見台地区の商業拠点など、各拠点間の連携により、既存市街地との相互交流による魅力的なまちづくりが進められています。

復興まちづくり事業においては、各拠点との連携はもとより、それぞれのゾーンがより魅力ある地域を形成することにより、いきいきとして活気あふれるまちづくりを推進します。



にぎわいのある業務系ゾーン

## 居住系 住んでいる人の顔が見える居住環境

高台住宅団地や災害公営住宅では、プライバシーに配慮しながら、お隣同士が気軽に声を掛け合うことのできる、住んでいる人の顔が見える居住環境を目指します。被災市街地復興土地区画整理事業区域においては、これまで培われてきた「ひととひと」とのつながりを大切にする居住環境の整備を通じて、心豊かなコミュニティを再生します。



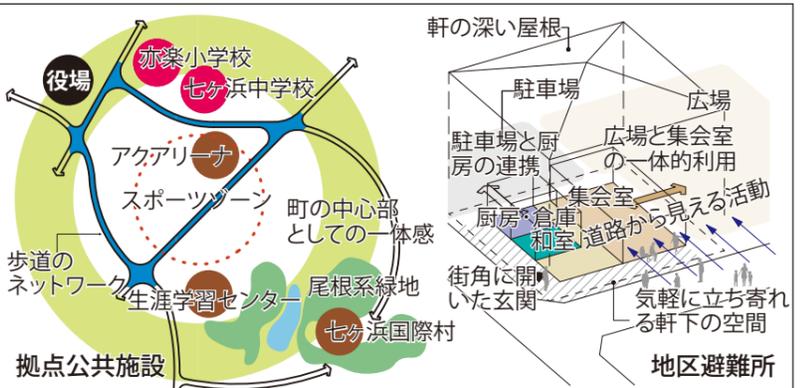
## 業務系 地域交流を促進する地場産業の再生

業務系ゾーンの利活用を促進するため、民間事業者が参入しやすいような土地利用調整と環境づくりを推進します。また、業務系ゾーンを核として、水産業や農業などの地場産品の生産、加工、販売と消費を一体的に行う産業の6次化の促進などにより、町内外からの来訪者を含めた交流人口の増加など、地域交流を促進する地域産業の再生を目指します。



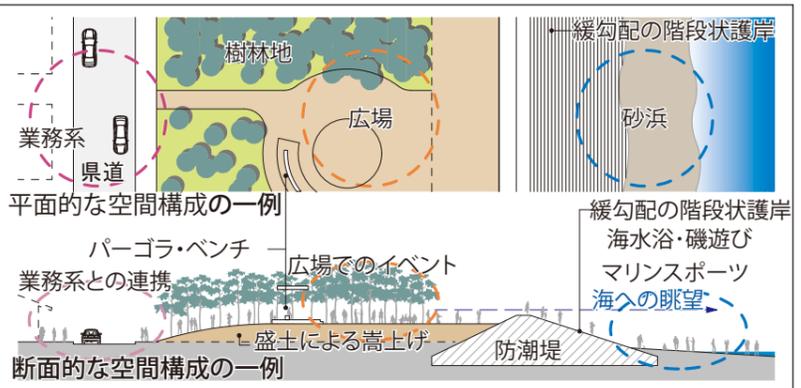
## 公共系 住民の交流によってにぎわいをもたらす公共施設

町の中心部に位置する拠点公共施設の機能的、景観的なネットワーク化を進めることで区域全体の一体感を形成し、日常的なにぎわいを創出します。また、コミュニティの核となる地区公民分館・地区避難所では、住民が日常的に利用しやすく開放的な建物や広場を整備することにより、住民同士の交流によってにぎわいをもたらす公共施設を目指します。



## 緑地系 にぎわいのある海浜レクリエーション環境

津波防災緑地の整備においては、本町の豊かな自然環境のもとでアウトドアライフを楽しむ人々の交流を促進するために、夏季の海水浴はもとより、サーフィンなどのマリンスポーツや広場のイベント利用、自然とのふれあいなど、四季を通じてにぎわいのある海浜レクリエーション環境を整えます。



# 協働 - 住民参画とボランティア

1. 良好な環境を保つためのまちづくり活動の支援	<b>居住系</b> 良好な住環境を維持する住民組織
2. 住民との協働により魅力的で活気のあるまちづくり	<b>業務系</b> 地域のにぎわいを創出する業務系ゾーン
	<b>公共系</b> 住民主体による新しいまちづくりの実践
	<b>緑地系</b> 緑を育てる地域ボランティアの育成

## 1. 良好な環境を保つためのまちづくり活動の支援

災害公営住宅や地区避難所、津波防災緑地などの公共施設は、適切な維持管理によって未来にわたって良好な状態を保ち続けることができます。

このような中、本町においては、復興事業による施設整備後の維持管理体制をどのように構築すべきかどうかは、大きな行政課題となっておりますが、震災後の本町の財政状況を考えると、行政による財政負担のみで良好な状態に維持し続けることは非常に厳しい状態であり、住民の協働や支援による維持管理体制の構築が求められています。

一方、震災前より本町において実施してきたアドプト（里親）制度による「しちがはまクリーンサポートプログラム」（海浜清掃活動）により、良好な施設の維持に向けた取り組みが、地域住民や地元企業などの参加を得て実践されています。

また、震災直後より、町内や県内はもとより、他県から駆け付けたボランティアの皆さんのお力添えによって、様々な復旧・復興活動に取り組んでいただくなど、「ひととひと」との交流の輪が大きく広がりました。

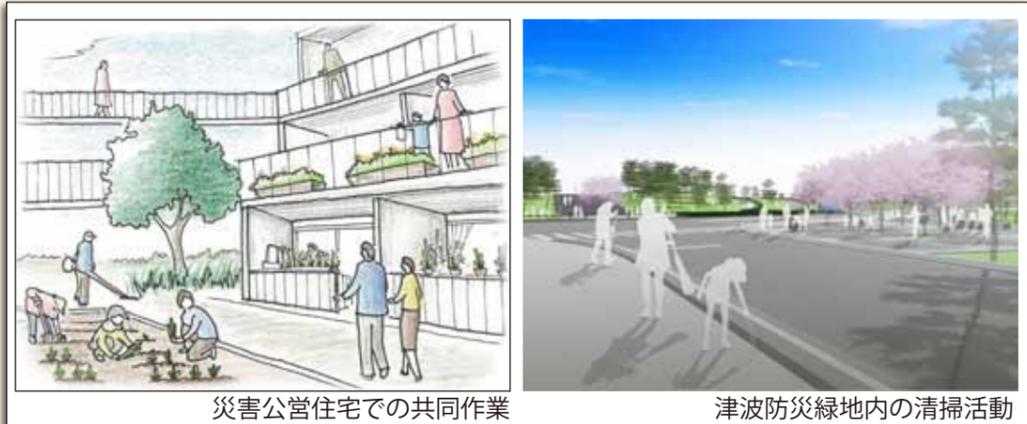
このような多くの人々の支援による本町との関わりやつながりを大切に守り、マンパワーをいかした良好な環境を保つためのまちづくり活動を支援します。

## 2. 住民との協働により魅力的で活気のあるまちづくり

本町においては、各地区の行政区長や地区関係者の強いリーダーシップのもと、住民の協力を得ながら、地域主体の復興まちづくりが進められています。

自分たちの住まわちをきれいにする活動など、住民自ら取り組んでいる地域の価値を高める活動は、今後のまちづくりにおいても重要な要素であり、良好な地域形成につながる活動を支援する必要があります。

このような「地域のきずな」による地域コミュニティの力をいかし、地区と行政が連携を密にしながら、住民との協働により魅力的で活気のあるまちづくりを推進します。

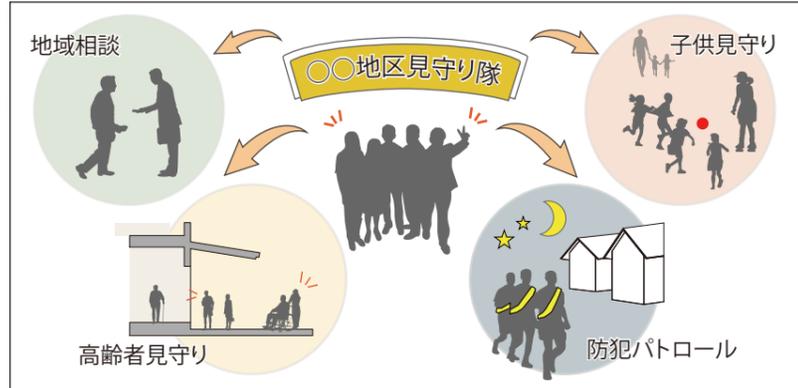


災害公営住宅での共同作業

津波防災緑地内の清掃活動

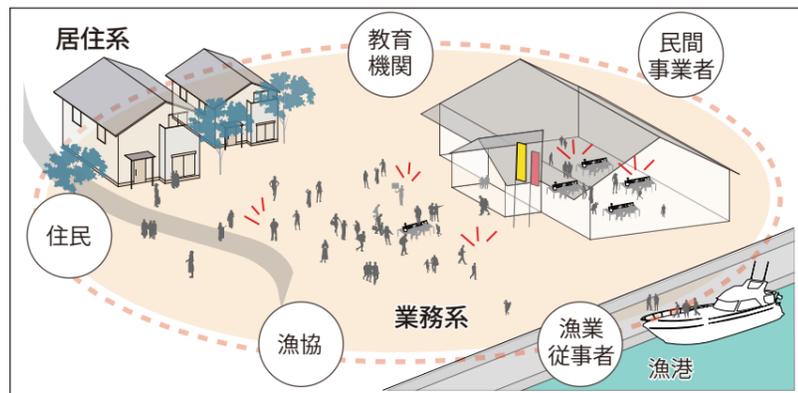
## 居住系 良好な住環境を維持する住民組織

居住系ゾーンや既存の居住区域全体の住環境を良好な状態に維持するため、住民同士の協働と相互参画による住民組織を中心として、日頃の地域コミュニティ活動や生涯学習活動はもとより、防犯パトロールや高齢者世帯の見守り活動が展開されることにより、みんなが安心して暮らせる地域社会を目指します。



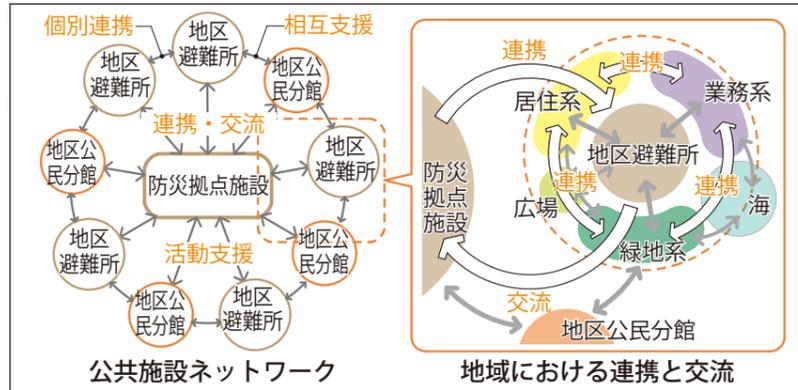
## 業務系 地域のにぎわいを創出する業務系ゾーン

仙台市近郊や仙台塩釜港に隣接するなどの本町の地理的条件をいかし、業務系ゾーンの利用を促進し、民間事業者などの企業誘致や起業する人を支援します。また、大学などの教育機関の施設誘致なども含めた利用を促進し、居住系ゾーンとの連携により、地域のにぎわいを創出する業務系ゾーンを形成します。



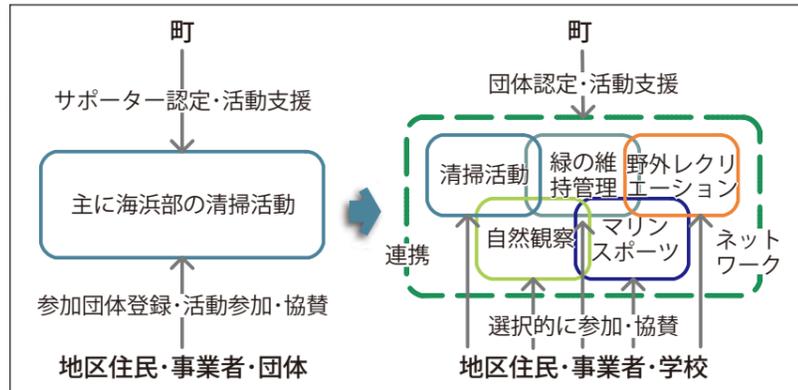
## 公共系 住民主体による新しいまちづくりの実践

住民自ら協働の主体となりうるための地域活動や防災活動など、住民による自発的な活動を支援するため、生涯学習センターなどの防災拠点施設を核として、地区公民館や地区避難所との連携により交流を促進する「公共施設ネットワーク」の形成や、地域においては、土地利用ゾーン間の連携を通じて、新しいまちづくりを実践する場を提供します。



## 緑地系 緑を育てる地域ボランティアの育成

津波防災緑地や既存の都市公園などの緑を良好な状態に育てていくために必要な維持管理作業を持続的に実施するため、アドプト（里親）制度による「しちがはまクリーンサポートプログラム」を先進事例として、野外レクリエーション活動と連携させながら住民や企業などの参画を促すことにより、緑を育てる地域ボランティアを育成します。



# 安全 - 減災と安心

1. 技術的対応と人的対応による多重防御	<b>居住系</b> 安心して住み続けることのできる住環境
	<b>業務系</b> 安全な就業の場を支える業務系ゾーン
2. 安全に暮らすことのできるまちづくり	<b>公共系</b> 防災拠点として機能する公共施設
	<b>緑地系</b> 居住地の減災をはかる津波防災緑地

## 1. 技術的対応と人的対応による多重防御

本町の復興計画においては、防潮堤の建設や津波防災緑地の整備によって防災・減災機能の向上をはかる技術的な対応と、平成 24 年 10 月 25 日に策定した避難計画や津波ハザードマップによって迅速な避難を促す人的な対応による多重防御の考え方を取り入れ、より安全に配慮した取り組みをすすめています。

新たに居住系ゾーンとして設定する高台住宅団地や災害公営住宅の整備においては、安全に暮らすことのできる土地造成などにより、適切な都市基盤の整備に努めています。

また、津波浸水域に居住系ゾーンを設定する被災市街地復興土地地区画整理事業では、安全な居住用地を確保するため、宅地造成の整備や都市基盤の強化に加え、同地区から高台につながる狭い町道の拡幅整備により、迅速な避難に対応できる復興まちづくり事業の実現に取り組んでいます。

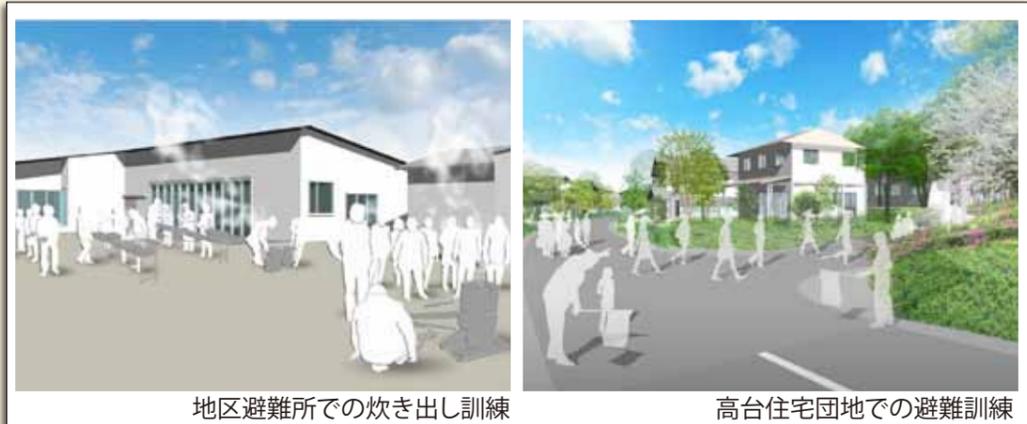
既存居住地や業務系、緑地系においても、公共施設などの整備による技術的対応と迅速な避難誘導を促す人的対応による多重防御により、人命を守ることを最優先に安全で安心なまちづくりを目指します。

## 2. 安全に暮らすことのできるまちづくり

地区避難所や地区公民館を拠点とする福祉活動や地域コミュニティ活動は、「地域の特性を深く知ること」を促し、「ひととひと」との交流を通じ、地震や津波などの災害発生時においても、お互いの助けあいの力により、迅速かつ合理的な避難行動の土台になるなど、安全な地域づくりにつながります。

良好なコミュニケーションと協働によって築き上げられた地域は、発災時には、助け合いや声掛けにより人的な被害を最小限にすることが可能です。また、発災後であっても、迅速な生活基盤の復旧に向けた共助による「地域のきずな」をいかした地域防災力の向上につながっています。

日頃より、防災・減災を意識した地域コミュニティ活動を促進し、地域防災力をいかした減災効果を通じ、安全に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

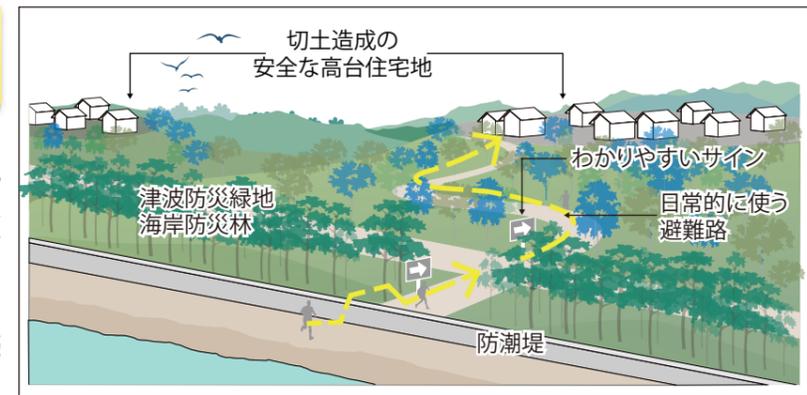


地区避難所での炊き出し訓練

高台住宅団地での避難訓練

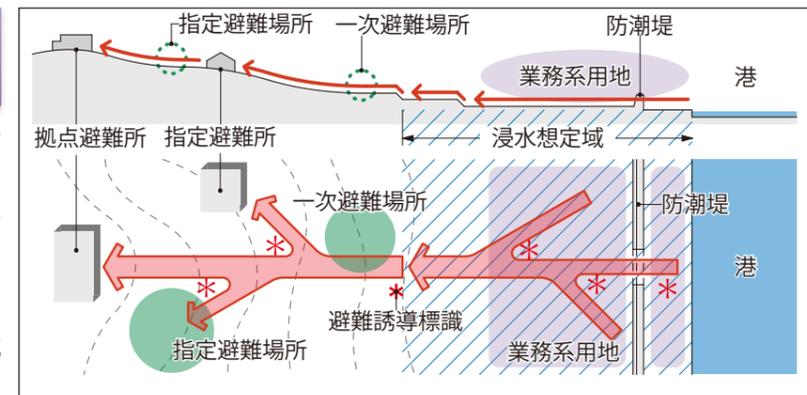
## 居住系 安心して住み続けることのできる住環境

災害は、津波に限らず、地震や土砂災害など様々なリスクが潜んでいます。高台住宅団地や災害公営住宅の整備では、切土による安定した地盤での造成を原則とし、耐震基準を満たした整備を行います。また、発災時に備え、迅速に避難することのできるルートを確認することにより、将来にわたり安心して住み続けることのできる住環境を形成します。



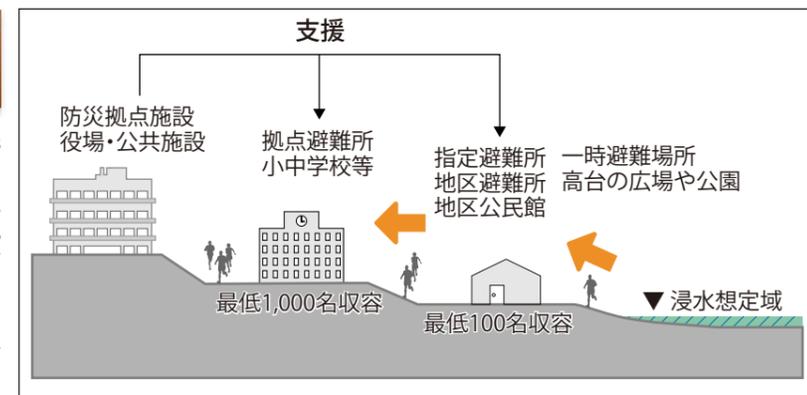
## 業務系 安全な就業の場を支える業務系ゾーン

業務系ゾーンが設定される海岸部の低平地では、津波レベル 1(P12 参照)に対応した防潮堤によって保護されたエリアを中心として主要な業務施設を配置します。また、発災時には迅速に安全な場所へと就業者を誘導できる避難ルートの確保によって、将来にわたって安全な就業の場を支える業務系ゾーンを形成します。



## 公共系 防災拠点として機能する公共施設

地域防災計画や避難計画に基づき、地区公民館や地区避難所は、発災時に避難者を受け入れる指定避難所として、小中学校等の公共施設及び町の中心部に位置する拠点公共施設は、拠点避難所として位置付け、高齢者などの災害時要援護者に配慮し、避難時の適切な避難場所への移動はもとより、施設間の連携により防災機能のさらなる向上につとめます。



## 緑地系 居住地の減災をはかる津波防災緑地

津波防災緑地は、植物の根などが十分に発達できる植栽基盤の整備や海浜部の環境下でも生育可能な樹種を選択などにより、良好な樹林帯の育成をはかります。また、津波防災緑地の整備により、津波エネルギーの減衰や津波到達時間の遅延、漂流物の捕捉などの機能によって、背後に位置する居住系などの居住地の減災効果を高めます。



# 快適 - 機能性と利便性

1. 計画的な土地利用による都市機能の連携	<b>居住系</b> 利便性が高く魅力的な住環境 <b>業務系</b> 機能的で効率性の高い業務系ゾーン <b>公共系</b> 使いやすく快適にすこせる公共施設 <b>緑地系</b> 緑地と市街地が一体化した緑のネットワーク
2. 機能的で快適なまちづくり	

## 1. 計画的な土地利用による都市機能の連携

本町の復興施策における土地利用方針の決定においては、居住系ゾーンを最優先とし、それ以外のゾーンは、既存市街地を含む居住系との関係を明確にした上で、従来の地域コミュニティに配慮した計画条件の設定を行ってきました。

業務系ゾーンは、地場産業の活性化や雇用の確保などにより、将来的なまちのにぎわいにつながる利用を想定した配置としました。公共系ゾーンでは、町の中心部に拠点機能を持たせつつも各地区に都市機能の一部を分担させることにより、防災機能、福祉機能などを地域コミュニティに近い場所で展開することを可能とし、地域の自立性を確保しました。緑地系ゾーンは、背後に位置する居住地の減災効果に加え、海浜レクリエーションや憩いの場としての利用などを踏まえた設定を行いました。

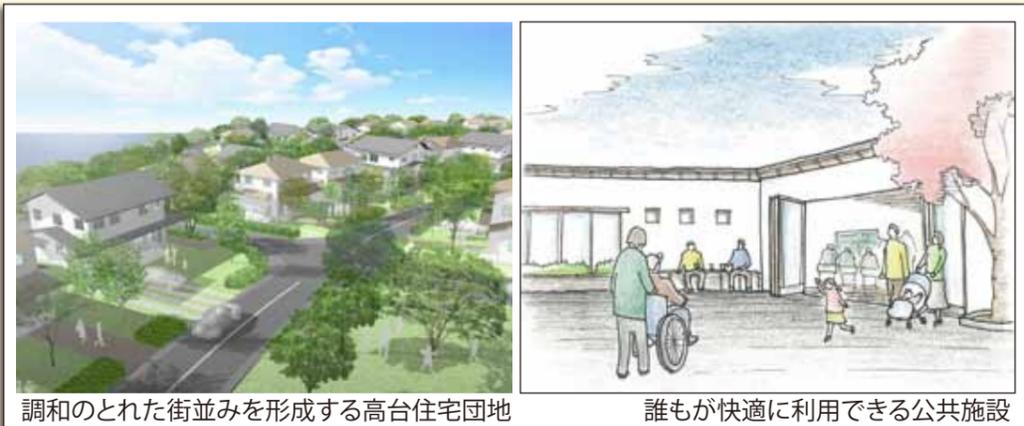
計画的な土地利用ゾーンの設定により、ゾーン相互の有機的なネットワークの構築をはかり、にぎわいの創出はもとより、都市機能の連携による効率的で快適な生活環境を提供します。

## 2. 機能的で快適なまちづくり

高台住宅団地や被災市街地復興土地区画整理事業においては、建築協定や地区計画による「まちづくりルール」の策定をすすめ、居住者の相互理解と協力により、統一感のある美しい街並みの形成を目指しています。

災害公営住宅や防災拠点施設、地区避難所などの公共施設の整備においては、ユニバーサルデザイン※の導入により、利用するすべての方が快適に過ごせるよう配慮した設計を行っています。

町の面積が 13.27 平方キロメートルと非常にコンパクトな本町の地理的な条件をいかした土地利用ゾーンの設定や、町内はもとより近隣市町との都市機能の連携や補完に加え、「まちづくりルール」による美しい街並みの形成やユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備により、機能的で快適なまちづくりを推進します。



調和のとれた街並みを形成する高台住宅団地

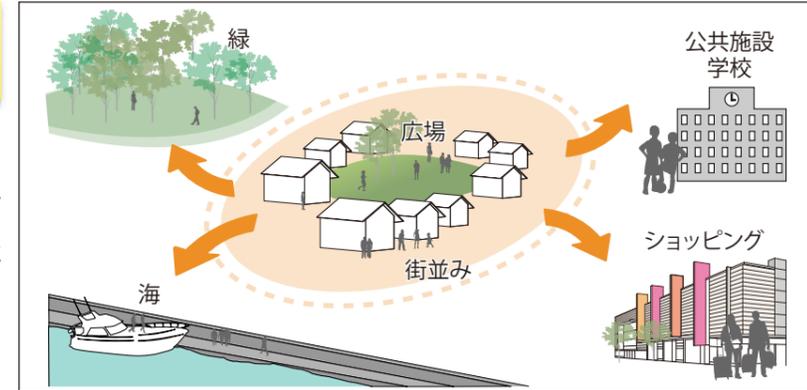
誰もが快適に利用できる公共施設

※ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などに関わらず、すべての利用者が使いやすく快適に過ごせることのできる環境のデザインを意味します。

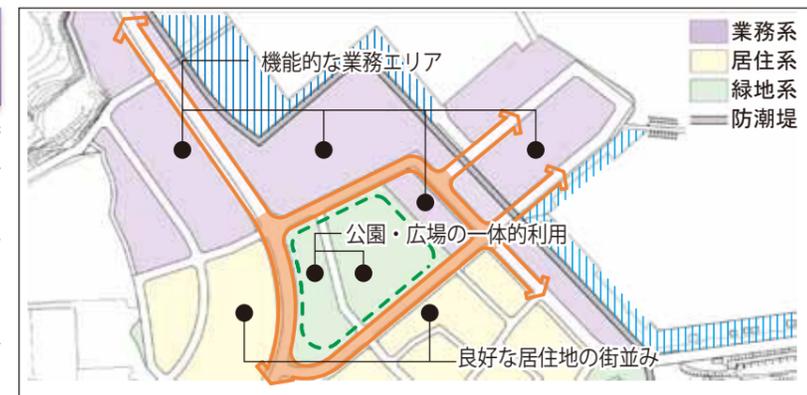
## 居住系 利便性が高く魅力的な住環境

地域コミュニティに配慮した居住系エリアは、良好な自然環境に囲まれた立地条件をいかし、海や緑地などのアクセスに加え、地区避難所などの公共施設へのアクセスを確保した設定を行い、美しい街並みの形成を進めるまちづくりルールや、道路幅員の確保や道路線形の見直しにより、安全で利便性が高く魅力的な住環境を提供します。



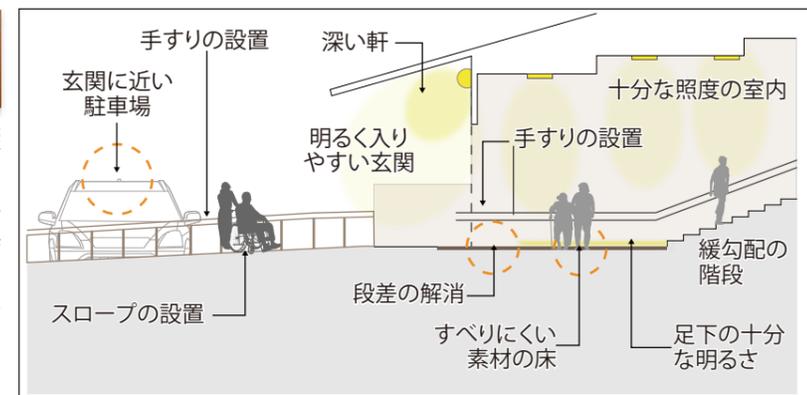
## 業務系 機能的で効率性の高い業務系ゾーン

被災市街地復興土地区画整理事業により整備される業務用区域は、沿岸部の立地条件を活かし、基幹産業である水産業やマリレジャーなど海の資源を活かした産業を中心とした企業の誘致を図り、雇用の確保に加え居住系ゾーンとの良好な関係を保ちながら、施設相互の連携を優先した土地利用によって、機能的で効率性の高い業務系ゾーンを形成します。



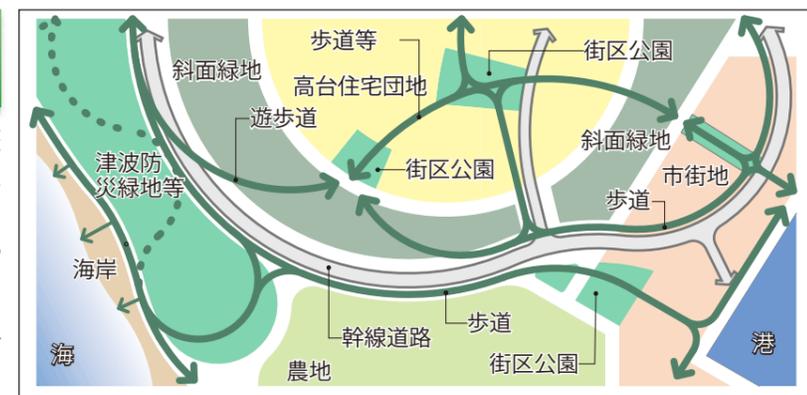
## 公共系 使いやすく快適にすこせる公共施設

災害公営住宅に加え、防災拠点施設や地区避難所などの公共施設の整備においては、ユニバーサルデザイン※を導入し、段差解消や手すりの設置などにより、高齢者や障がいを持つ方を含め、利用者にやさしくすべての人々に開かれた、誰もが使いやすく快適に過ごせるための公共施設を目指します。



## 緑地系 緑地と市街地が一体化した緑のネットワーク

道路や歩道の整備により、海岸線に沿って整備される津波防災緑地や高台住宅団地、被災市街地復興土地区画整理事業区域のアクセス性を高めます。また、緑地と市街地が一体化した緑のネットワークにより、海浜部におけるレクリエーション利用の利便性を高めるとともに、自然との調和のとれた快適なまちづくりを推進します。



# [参考] 土地利用方針図 (平成26年2月21日現在)

・本方針図は、復興まちづくり事業の整備予定区域に加え、今後利用を予定している移転跡地などの土地利用に関する方針について、居住系、業務系、公共系、緑地系の4つのゾーニングに区分したものです。  
 ・本方針図の区域は、復興まちづくり事業用地（今後用地買収を予定している区域を含む）に加え、従前地の買い取りを予定している用地を含みます。

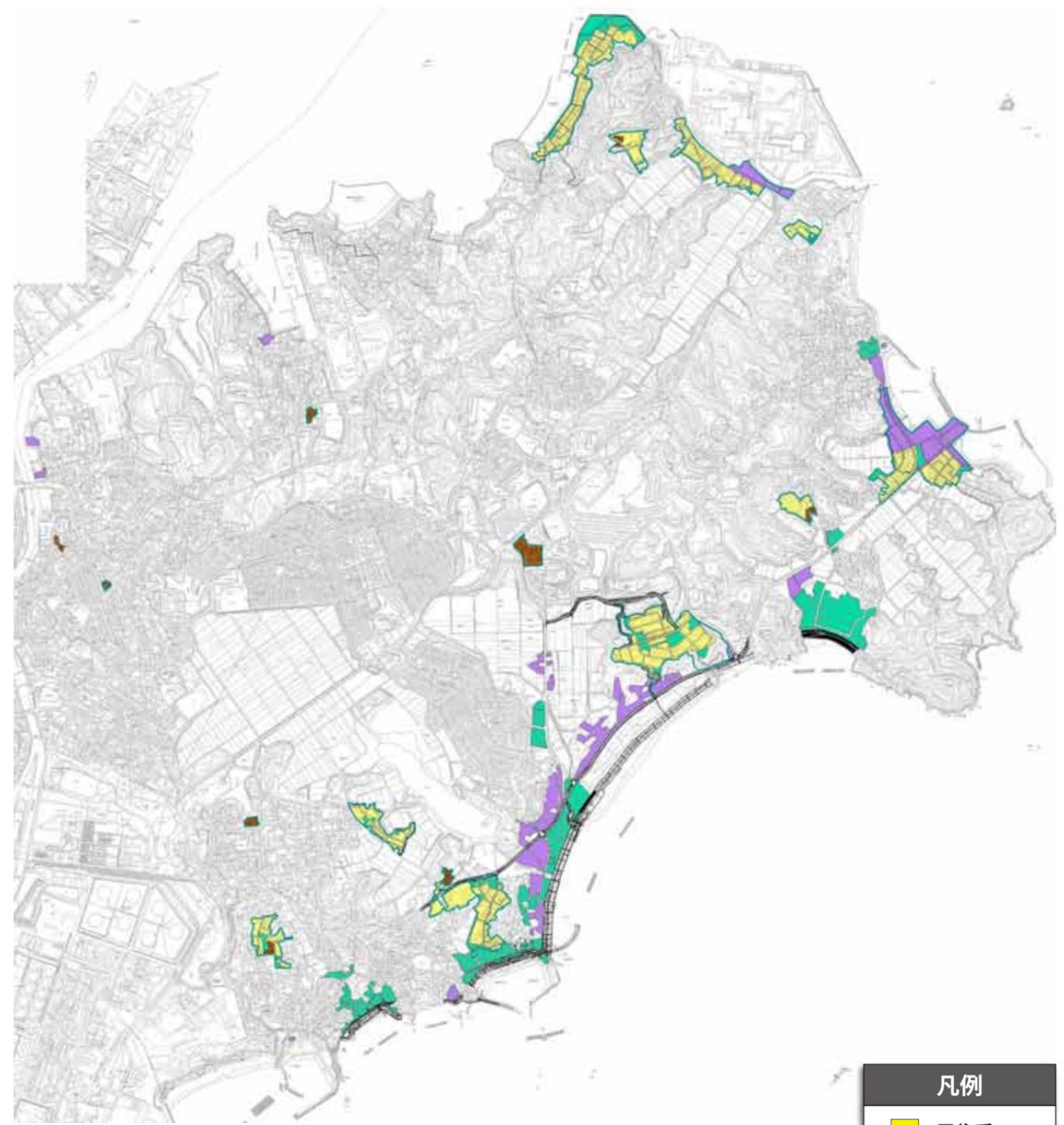
## □復興まちづくり事業整備予定区域



凡例 [表記名]	
	防災集団移転促進事業 [高台団地] 災害公営住宅整備事業 [災害公営]
	被災市街地復興土地区画整理事業 [区画整理]
	都市公園(津波防災緑地)事業 [都市公園]
	防災拠点施設 [防災拠点] 地区避難所 [避難所] 観光交流施設整備事業 [観光交流]

※整備内容等は、平成26年2月21日現在のものです。  
 ※整備内容等は、変更となる場合があります。

## □土地利用ゾーニング



凡例	
	居住系
	業務系
	公共系
	緑地系

・土地利用ゾーニングは、平成26年2月21日現在のものです。  
 ・土地利用ゾーニングは、事業上の調整により変更となる場合があります。

□協力

順不同・敬称略

- 小野田泰明 東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻 専攻長・教授  
東北大学 災害科学国際研究所 災害復興実践学分野 教授(兼)  
(七ヶ浜町震災復興アドバイザー)
- 宮城豊彦 東北学院大学教養学部地域構想学科 教授  
(七ヶ浜町震災復興アドバイザー)
- 宮城俊作 奈良女子大学大学院住環境学専攻 教授
- 佃悠 東北大学大学院工学研究科 都市・建築学専攻 助教

○東北大学(学生)

加藤優一 佐藤里奈 池邊慎一郎 横田小百合 今泉絵里花 藤田涼子 山野辺賢治  
佐々木翔李 尾形魁 安西瞳 永久淳一

○東北学院大学(学生)

大友萌子 真壁さくら 中川理絵 佐藤仁美 森本創 早川沙織  
Le Hong Luong(レホンルオン)

**七ヶ浜町震災復興計画 前期基本計画 [2011-2015] 更新版  
復興まちづくり土地利用ガイドライン**

2014年3月発行 / 七ヶ浜町  
〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1  
電話 022-357-2111(代表)